

第5回葛飾区子育て支援行動計画策定委員会 次第

平成21年11月13日 午後2時から
男女平等推進センター1階 洋室D

1 議 事

(1) 第4回子育て支援行動計画策定委員会の課題について(資料1)

(2) 後期「葛飾区子育て支援行動計画」(中間報告)のパブリックコメントの結果について(資料2)

*資料2については省略

(3) その他

【連絡事項】

次回予定：平成22年1月21日(木) 午後2時より
葛飾区男女平等推進センター 1階 洋室D

平成 21 年 11 月 13 日

第 4 回策定委員会課題整理（9 月 4 日）

【課 題】

- 1 グループヒアリング(父子家庭の父親)の結果について(資料 1 - 1)
- 2 中学生に対するアンケート調査について
- 3 こんにちは赤ちゃん事業について(資料 1 - 2)
- 4 (仮称)葛飾区子育て支援推進協議会について
- 5 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の各事業を位置付けるまでに区が収集した資料について

グループヒアリング(父子家庭の父親)

平成 21 年 9 月 5 日 (土) PM2:00 ~ 4:40 於：青戸駅構内喫茶店
参加者：葛飾区父子家庭当事者の会 2 名・コンサル 1 名

《総括》

父子家庭については、行政のサービスが母子家庭に比べて少ないという点の他、父子家庭になった直後も仕事に追われてしまい、サービスを知らないまま時間を過ごさざるを得ないという側面が強い。

父親の職場にせよ子どもの保育・教育にせよ、上司や担任などの個人的な理解に左右される面が否めない。もし、その上司や担任が外れると、却って反動のようなものが来ることもある。

父子家庭については、まだまだ十分に知られていないことが多い。もっと知ってほしい。

【経済的な面】

- ・母子家庭と父子家庭を比較するのは間違い。父子家庭も世帯収入自体は低い。
- ・父子家庭は家事のスキルが低い分、外食やクリーニングなどの費用が余計にかかるのではないか。
- ・同期入社と同僚と年収が 100 万円開いた。(35 歳)

【職場との関係】

- ・子どもが熱を出しても休めない。仕事が滞ると聞こえるように「陰口」を言われる。
- ・上司に恵まれるかどうかでずいぶん違う。
- ・保育所の延長保育の時間までに仕事が終わらず、深夜会社で子どもをおんぶして仕事を続けたことがある。
- ・職場の移転など、さまざまなことが重なってうつ病を発症して退職した。しかし、うつにならなければ過労死していたかも知れない。
- ・育休を男性が取っている会社は、区で表彰してほしい。

【子どもの学校(保育)について】

- ・担任の理解が大きい。恒久的な支援が期待できない現状。
- ・PTA 役員で、ひとり親の人は案外多い(出席する男親が少ないせいかな?)
- ・死別でも離婚でも、担任や PTA で新たにひとり親になる家庭が把握できるから、そのような保護者に、利用できるサービスや相談窓口を印刷したものが届くようになったらいい。

【行政の取組について】

- ・行政の窓口では、相談者のニーズをくみ取ってほしい。
- ・相談できる伝手が無い。相談してもいいということがわからない人もいる。

- ・子どもの年齢などで窓口が変わり、その都度時間が取られる。煩雑で行きたくなくなる。
- ・都のサービスで母子家庭は利用できて父子家庭が利用できないものがある。そのような差を区で補ってもらえると助かる。
- ・税金を投じて支援された人が再び自立して納税者になるような福祉の使い方をしてほしい。
- ・家事支援があると、家庭の中に落ち着きができる。
- ・ホームページがもう少し使いやすく、情報を得やすくなるといいのだが。

【その他】

- ・テレビや雑誌の取材では、「ひとり親家庭対行政」というシナリオを取材者があらかじめ用意していることがある。
- ・男性の中には、福祉や援助を受けるのが下手な人がいる。その結果、がんばりすぎてつぶれてしまう。
- ・ひとり親になった理由が離婚か死別かで周囲の対応が違うことがある。

こんにちは赤ちゃん訪問事業

出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後2ヶ月時にお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。

出生通知票送付へのアプローチ

- 妊娠届提出時に渡す母子保健バッグに説明書を同封する。
- 母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級において事業の説明と出生通知票送付をお願いする。
- 出生届窓口（戸籍住民課・区民事務所）において、出生通知票送付を確認し、はがきの配布・回収を行う。
- 母子保健係で出生届と出生通知票を確認し、出生通知票の送付がない人には、「2ヶ月児の会」の案内とともに勧奨の通知を送付する。

勧奨通知送付

1ヶ月につき90～100件（1ヶ月の出生数の約30%）
 勧奨後返送数：60～80件（勧奨通知送付件数の60～80%）

直近の勧奨通知実績

平成21年7月生まれの子 338人
 うち勧奨通知送付 98件
 勧奨通知後の出生通知票返送数 78件(10/7 現在)

その後のアプローチ

- ・ 勧奨に対して返送のなかった母子が、「2ヶ月児の会」に参加すれば、そこで母子の状況を把握し、必要な支援を行うことができる。「2ヶ月児の会」に不参加でも、4ヶ月児健診で母子の状況を把握し、必要な支援を行うことができる。
- ・ 4ヶ月児健診に来所がなかった場合は、6ヶ月までにBCG予防接種を勧めるために訪問するので、そこで母子の状況を把握し、必要な支援を行うことができる。
 BCG予防接種率 98%（平成20年度・4ヶ月児健診時の接種を含む）
- ・ 医療機関で実施した6ヶ月児健診、9ヶ月児健診の受診結果から、母子の状況を把握し、必要な支援を行うことができる。

返送がなく、4ヶ月児健診にも来所がなかった主な理由

- ・ 住民票はあるが、居住実態がない
- ・ 外国への里帰り中である
- ・ 母または子が入院等の加療中である
- など

葛飾区では、生後4か月になるまでのすべての赤ちゃんのお宅を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を開始しました。

出生通知票

乳児	フリガナ 氏名				(男・女)
出生年月日	年 月 日	保護者との関係			
出生時の体重	グラム	出生順位	第 子		
フリガナ	氏名				
生年月日	年 月 日	電話番号	調 査		
出生場所	産院名、診療所、自宅、その他				
住所	所在地				
住所	日中連絡の取れる電話番号 () () () 自宅・産院街番・その他 () () () (住宅予定日 年 月 日)				

1 当てはまるところに○をつけてください。
 (1) 妊娠中及び分娩時の異常 なし・あり
 (2) 新生児の異常 なし・あり

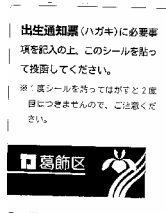
* この通知票に必要事項を記入し、出生届と一緒に、生後4ヶ月までに葛飾区役所・区民センターへ提出してください。この出生通知票は保健師が必ず見ることが出来るようになります。

* 区外で出生届を提出する方が多い場合は、お早めにお届けください。

* 出生届提出に遅延してしまいますので、お早めにお届けください。

* 電話で出生届を提出する場合は、事前に出生届の提出をお知らせいたします。

個人情報保護管理責任者 保健所保健サービス課
 出生届の提出に遅延する恐れについては、母子保健課
 出生届の提出により出生届の提出が必要であり、出生届を提出
 していただく必要があります。



葛飾区子育て支援行動計画
(後期計画・案)

中間報告

平成 21 年 11 月

葛飾区

目 次

第 1 章	計画の考え方	1
	計画の位置づけ	1
	計画期間	3
	基本理念	4
	基本的視点	4
	基本目標	5
	計画の推進と評価	6
第 2 章	基本目標と行動方針	7
基本目標 1	子育てを支えるまち	7
基本目標 2	子どもが健康に育つまち	9
基本目標 3	子どもの成長をみんなで支えるまち	11
基本目標 4	子どもの安全・安心が保たれるまち	13
基本目標 5	子どもの心身が健やかに成長するまち	15
基本目標 6	親と子どもがともに学び育つまち	18
基本目標 7	一人ひとりの特性に配慮するまち	20
第 3 章	主な事業	22

第 1 章 計画の考え方

計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」により策定が義務づけられている、市町村行動計画です。葛飾区では、平成 14 年 4 月に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に関わる母子保健・教育・まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。平成 15 年 8 月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、区市町村による次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定が義務づけられました。そこで、平成 17 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 5 年間の計画期間とする「葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）」を定め、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備について計画的に取り組んできました。

この計画では前期計画を継承し、平成 22 年度からの 5 年間についての区の子育て支援の充実と発展について定めます。

「次世代育成支援対策推進法」の目的(第 1 条)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

国・地方公共団体・一般事業所・国民（区民）がそれぞれの立場で行動することが求められています。

次世代育成支援対策推進法の基本理念(第 3 条)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

父母その他の保護者の第一義的責任を踏まえつつ、「子育ての意義」についての理解が深まること、そして「子育てに伴う喜びが実感」できることに配慮が必要とされています。

【基本的な視点(行動計画策定指針)】

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。
子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

(3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

(4) 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもや虐待等の子どもなどに十分配慮し、広くすべての子どもと家庭へ支援します。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

NPO、子育てサークル、母親クラブ等の地域団体、社会福祉協議会や民間事業者等、伝統文化継承の取組など、さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

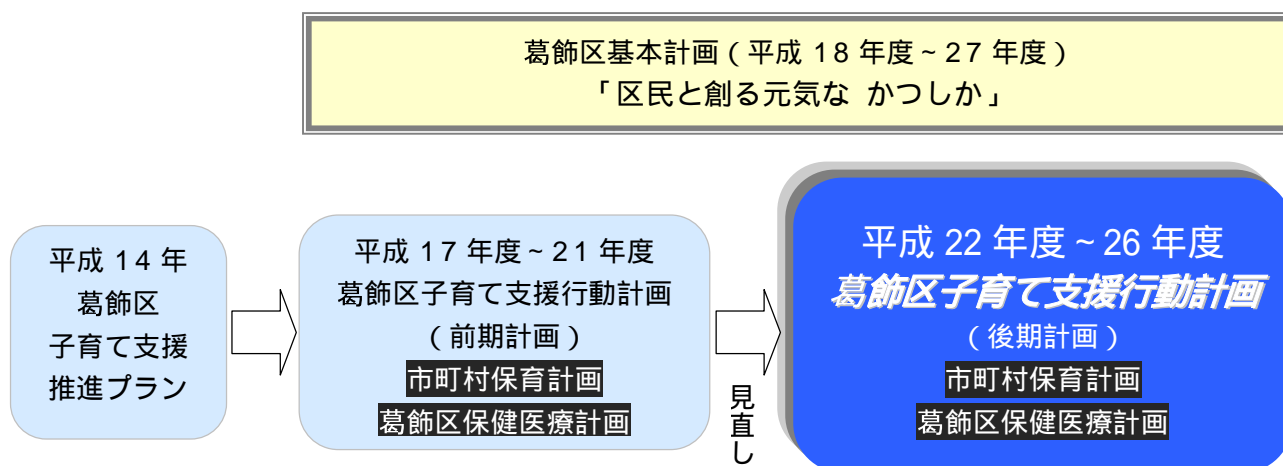
(8) サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

(9) 地域特性の視点

葛飾区の人口構造や産業構造、社会資源の状況等を踏まえて、葛飾区が主体的に取り組みます。

【葛飾区における計画の位置付け】



計画期間

平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間で全体の計画期間であり、平成 17 年度から 21 年度までを前期計画期間として子育て支援行動計画を実行してきました。

これまでの実績と社会情勢の変化、子育てニーズの変化等を踏まえて、平成 22 年度から 26 年度までの後期 5 か年について計画を策定します。

基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく。

この計画の基本理念では、次世代育成支援対策推進法や子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」）の趣旨を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えるということ、地域全体で子育てを支えるということ、そして家庭や地域の子育て力を高めていくということを盛り込みました。なお、この理念は、前期計画策定にあたって定めたものを後期計画にあたっても継承しています。

基本的視点

1. 子どもの幸せを第一に考える

子どもの健やかな発達・成長・育成に視点を置き、一人ひとりの子どもの状況に目を向けたくみ細やかな施策の実施に努めます。

2. 子育て中の親や子どもの成長を社会全体で支援する

地域社会との連携や協働により、子育て中の親と子どもの成長を社会全体で支える仕組みづくりを目指していきます。

3. すべての子どもと家庭を対象にする

すべての子どもと家庭を対象に幅広く支援をするという観点から、施策の充実に努めます。

4. 家庭と地域の子育て力を高める

子育ての第一義的な責任は家庭であるとの視点のもと、家庭教育の充実に図ります。また、子どもたちは地域社会の中であたたく見守られながら健全に成長していくという視点のもと、地域の子育て力を高めていきます。

5. 特に配慮を必要とする子どもや家庭への対策を強化する

虐待を受けた子ども、障害をもつ子ども、問題行動を起こす子ども、ひとり親や養育家庭など、特に配慮を必要とする子どもと家庭への権利擁護の充実に努めます。

6. サービス提供側の専門性の確保、サービスの質の確保・向上を図る

地域特性を活かした子育て支援サービスを展開するとともに、サービスの質を確保していきます。

7. 親の妊娠期から青少年期までの総合的な取組を推進する

親の妊娠から子どもの出生、青少年期に至るまでの総合的な取組を、保健・福祉・教育分野が相互に連携して推進していきます。

基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの項目を計画の基本目標とします。

子育ての第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、その保護者を、地域社会、企業等、行政(区)が支えていくという意識をあらわすものとして「まち」という表現に統一しています。

1. 子育てを支えるまち(保育計画の策定)

多様な保育サービスのニーズに応えることで、子育てと仕事が両立しやすい環境を整備していきます。また、すべての子育て家庭を視野に入れた保育サービスの展開や質の確保と向上を図ります。

2. 子どもが健康に育つまち

妊娠期から学童期、思春期に至るまで、母子の健康を支えるための健診体制等の充実をはかるとともに、児童虐待の防止対策に取り組みます。

3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

子どもの成長を地域社会でも支えられるよう、子育てがしやすい就労環境やワークライフバランスの普及啓発に取り組むとともに、企業や商店街、NPOなど、さまざまな方々が子育てのサポーターとなるような人材育成に取り組みます。

4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

親も子ども安心して生活が送れるよう、生活環境の整備や公共的建築物や街路等のバリアフリー化に取り組みます。また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないような、地域での見守りも促進します。

5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

子どもたちの知性・感性・品性をはぐくみ、豊かな人間性と人格を兼ね備えた人として成長できるよう、学校での教育環境を整備していきます。

6. 親と子どもがともに学び育つまち

子育て中の親が親として成長していくことを支援していくため、また、子どもを支える地域社会がより豊かなものとなるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージにあわせた学びの場づくりに取り組めます。また、子育て中の悩みなどを気軽に相談できる人と人とのつながりをつくります。

7. 一人ひとりの特性に配慮するまち

一人ひとりの「ちがいを尊重しながら子育てが進められるような体制を整備します。とりわけ、社会の支援が必要な、障害のある子ども、ひとり親家庭の子どもなどが安心できるような体制づくりを進めます。

計画の推進と評価

1 計画の周知

この計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに関わる事業者、関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要です。そのため、策定した計画については、関係者、関係団体に周知するとともに、広報紙やホームページへの掲載、サービス内容を取りまとめた冊子等の制作などにより、広く区民に周知します。

2 区民や民間団体との協働

計画の基本理念「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく」を実現するためには、家庭、保育・教育機関、地域、企業、行政などが連携・協力して子育て支援に取り組む必要があります。

特に、地域で子育て支援に取り組む NPO や、子育てサークルなどとの協働を積極的に進めることにより、子育てを地域で支える体制をととのえます。

3 子育て家庭のニーズや保育需要を捉えた事業の推進

この計画は、平成22年度からの5年間を計画期間とし、子育て支援に関する主な事業を実施することとしています。子育て家庭のニーズは、現状や前期行動計画の5年間からも多様化しており、保育需要についても大きく変化しています。このことから、本計画については、主な事業の推進を基本として、子育て支援の視点から必要される事業を取り入れながら進めていきます。

4 施策の実施状況の把握と評価指標に基づく評価

この計画に定められた施策の評価については、目標量に対しての供給量による量的な評価の他に、利用者の満足度による施策ごとの評価指標に基づく評価を実施します。

それぞれの評価内容については、毎年度、広報紙やホームページへの掲載などにより区民の皆さんにお知らせし、ご意見をいただきます。また、今後の計画の推進や見直しにあっても、アンケート調査などを活用し、区民の皆さんのご意見を反映させていきます。

第 2 章 基本目標と行動方針

基本目標 1 . 子育てを支えるまち

【現状と課題】

葛飾区では、平成 14 年の葛飾区子育て支援推進プラン、平成 17 年策定の葛飾区子育て支援行動計画(前期計画)を通じて、計画的に保育サービスの提供をしてきました。平成 21 年 4 月現在、葛飾区ではいわゆる「待機児」が 62 名となっています。待機児を解消するために、認可保育所の設置等、サービスの量的な充実を図る必要があります。平成 20 年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、保育サービスに関し、希望した時期に希望どおりの保育サービスが利用できたという回答は 48.7%にとどまっています。社会情勢の急激な変化の中で、保育サービスの需要は多様化しており、保護者が安心して子育てをしながら、社会に参画していくためにも、保育サービスの充実が求められています。

子育て支援に関する意向調査のアンケート結果では、就学前の児童をもつ未就労の保護者の 66.6%が「子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答し、「すぐにでも若しくは 1 年以内に就労したい」の 17.9%とあわせて 8 割以上の保護者に就労希望があります。また、グループヒアリングでは、共働き世帯の保護者では、仕事と両立して子育てを行わなければならないため、負担が大きいという意見が出されています。

このようなことから、保護者の就業形態などにあつた多様な保育サービスを充実させ、働く保護者がゆとりを持って子育てにも仕事にも向き合える環境整備を行う必要があります。

子どもを育てていく第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、子育ては地域全体で支えていく必要があります。しかし、子育てが地域の人に(若しくは社会で)支えられていると「全く感じられない」と回答した人が就学前のお子さんをもつ保護者の 9.3%、「どちらかといえば支えられていない」と回答した人が 23.5%にのぼっています。

在宅で子育てをしている保護者に対し、子育て支援サービスや子育てサークルについての情報提供を行い、まち全体で子育てを支えている実感を得られるよう、情報提供の充実と周知方法の工夫を行います。

社会情勢の変化から、今後も保育サービスのニーズが高まることが考えられます。保育サービスの必要量の充足と質の確保を今後とも進めていきます。

【重点的な取り組み】

（１）子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事を両立しやすい環境を整備するために、延長保育や休日・夜間保育など、多様な保育事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

（２）在宅の子育て支援

一時保育や子育てひろばなど、在宅で子育てをする家庭を対象にした事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

（３）保育サービスの質の確保

第三者評価の充実など、保育サービスの質の確保のための取り組みを推進していきます。

【新規事業】

認定こども園の設置

就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供していきます。

病児保育事業

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、当該児童を一時的に保育する専用スペースを診療所等に設置して保育を行います。

夜間保育所の設置

保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育を行います。

(仮称)子育て送迎ステーションの設置

待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に(仮称)子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域への保育園へ送迎を行います。

基本目標 2 . 子どもが健康に育つまち

【現状と課題】

産まれてくる子どもが健やかに成長していくことは、すべての人の願いです。

平成 20 年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の 63.8%が「夜間や休日の医療体制の整備」を、26.3%が「妊産婦や乳幼児の健康診査、保健指導など母子保健の充実」を挙げています。

妊娠中から乳幼児期、学齢期に至るまで、適切な保健・医療サービスが利用できるための取り組みが必要です。

妊娠中から乳幼児にかけての定期健診に加え、生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭への訪問も実施し、母子の健康状態を良好に導くとともに、悩みや心配などの相談にのれる体制を整えていきます。保健所の乳幼児健診では、疾病の早期発見や予防に加えて、育児不安の解消や母親の孤立化の予防を重視すると共に、育児ストレスによる産後うつへの解消にも力を入れる必要があります。

子育ての過程で発生する児童虐待への対応も課題となっています。

平成 20 年度に専門支援員に対して行ったグループヒアリングでは、最近の母親は、子育てで問題が起こると必要以上に自分を責めてしまう傾向があるという指摘がありました。育児不安を取り除くための専門支援員による家庭訪問でも拒絶される場合があり、本当に支援が必要な人への適切なアプローチが課題です。

平成 20 年度に子ども家庭支援センターで対応した児童虐待に関する相談はのべ 3,305 件に達しています（一人の児童の相談に複数回対応している場合はその回数がカウントされています）。

虐待は、その児童の生涯にわたり大きな影響を及ぼすものであり、また、単に虐待の加害者を摘発・処罰するだけでは問題は解決しません。虐待に至る前に保護者等の問題に対処できる相談体制の充実、虐待の早期発見と早期対応、そして虐待を受けた児童に対する適切なケアを進めていきます。

葛飾区では、子どもが心身ともに健康に育つまちを作るための取り組みを、保護者に対する支援の方策も含め、進めていきます。

【重点的な取り組み】

（１）母子保健の推進

妊娠中から母子の健康が保たれるよう定期健診や訪問指導を行うとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、不妊治療に対する経済面・心理面の支援も行います。

（２）児童虐待の防止

子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対処に取り組みます。乳幼児健診時のスクリーニングや健診未受診者への働きかけなどを通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対して働きかけを行い、虐待予防や治療的取り組みを充実させます。

【新規事業】

安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり

妊婦健康診査 14 回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させ、母子の健康障害を予防します。

また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

こんにちは赤ちゃん訪問事業

出生通知票をもとに助産師・保健師が生後 4 ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後 2 ヶ月等の時にお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。

親と子の食育推進事業

保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。

すくすく歯育て支援事業

子どものむし歯が急増する 2 歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。

配偶者暴力防止事業

配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

基本目標 3 . 子どもの成長をみんなで支えるまち

【現状と課題】

子育てを支援するためには、企業をはじめとする地域社会の支えが必要です。

国では、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を公表し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現を目指しています。

平成20年度実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、就学前の児童をもつ保護者のうち育児休業制度を母親が利用したのは21.8%、父親では0.4%、父母両方が利用したのは0.3%にとどまっています。国では、2017年に女性の育児休業取得率を80%に、男性の取得率を10%に向上させることを目標にしています。また、6歳未満の子どもがいる家庭の男性の育児・家事時間を現状の1日60分から2017年には1日2.5時間にまで向上させることを目標にしています。

これらの取り組みは、行政が目標に掲げるだけでは実現しません。個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが必要になります。とくに、育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備と利用しやすい職場風土づくりの推進が必要です。

区では、それぞれの企業がワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所の取り組みについて、情報提供や相談に応じることなどで応援します。

子どもの成長を支えるためには、地域社会の人材等を活用することも大切です。近年の核家族化の進行で、子どもたちに先人の知恵や遊びを伝えていくための世代間交流や、商店街などでの子どもの見守り、区内の事業所でのものづくり体験など、さまざまな形での子育て支援の方策を検討していきます。

【重点的な取り組み】

（１）企業の取組を支援

子育て中の保護者が就労しやすい環境を整えられるよう、企業に対して「事業主行動計画」の策定支援や普及啓発を行います。また、ワークライフバランスの啓発もあわせて行います。

（２）地域の社会資源の活用

葛飾区には、さまざまな活動をする市民団体や企業・商店、NPOなどがあります。これらの団体等が積極的に子どもの健全育成に関わり、地域全体で子どもの健やかな成長を見守っていく、葛飾区らしい子育て支援の取り組みを進めます。

（３）地域の人材育成

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

【新規事業】

中小企業のための仕事と生活の調和応援事業

東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乗せ助成を行うことで、企業に対するワークライフバランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進します。

児童館での保育ボランティア等の活用

児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。

区民大学

地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援していく講座を実施します。

基本目標 4 . 子どもの安全・安心が保たれるまち

【現状と課題】

子どもが健やかに育つためには、子どもを取りまく環境が安全・安心に保たれることが大切です。

平成20年度に行った子育て支援に関する意向調査のアンケート調査では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の37.5%が「子どもが安心して遊べる公園や安全な歩道などの整備」を挙げています。また、子育て支援に関する意向調査の自由記述や、あわせて行ったグループヒアリングでも、安全な歩道や公園の整備についての意見が多く出されました。

子どもを連れて安全に外出できるよう、区では安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めています。また、公園や公共施設のトイレに、おむつ交換のための設備や授乳スペースの設置を促進しています。あわせて、子どもを連れて安全に利用できる施設の情報提供も進めていきます。

近年、子どもが巻きこまれる犯罪などに対して懸念する声が高まっています。区では、安全パトロールの実施を支援するとともに、PTA や地域の自治町会などと協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化していきます。

子どもの安全・安心が保たれるまちをつくるために、区・保護者・地域が協働したまちづくりを進めていきます。

【重点的な取り組み】

(1) 子どもの安全を守る

子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、道路や公園の安全性を高める取り組みや、地域社会の見守り体制を強化していくための取り組みを推進します。

(2) 親と子が外出しやすい道路や施設環境の整備

子どもを連れて円滑に利用できる道路整備や、授乳やおむつ交換をできる場所の設置などを通じて、快適な外出ができる環境の整備を進めます。

(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進

まちづくりや公園・遊び場づくりなどの計画の場に子どもや子育て中の親などが参加する機会を増やすことで、利用者のニーズに適合した施設整備を進めていきます。

【新規事業】

(仮称) 子育て支援ガイドブックの作成

妊娠から出産、子どもが中高生になるまでの子育て支援サービスに関する情報をまとめた、ガイドブック(冊子)を作成します。

歩道勾配改善事業

妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。

「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを設置します。

基本目標 5 . 子どもの心身が健やかに成長するまち

【現状と課題】

子どもたちが、知性、感性、品性や体力を育み、豊かな人間性と人格を兼ね備えた次代を担う人間となることは、社会の安定的な発展のために欠かせないことです。

子育て支援に関する意向調査の小中学校関係者に対するグループヒアリングでは、子どもの学力や生活習慣、コミュニケーション能力などで、以前と比べて個人差が大きくなっているという意見が出されています。その要因として、核家族化の進行や子育てに対する親の考え方の変化、おとなが子どもに向き合う度合いの差が、家庭によって大きくなっているのではないかと指摘されています。

葛飾区では、子どもたちが一人ひとりの資質や能力を伸ばし、活かすために、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の獲得、学習意欲・学習習慣の確立を重要視しています。

一人ひとりの能力にあわせてわかる授業を推進していくとともに、部活動や総合型地域スポーツクラブ事業などを通じて身体的な成長をサポートすること、食育などを通じて基本的な生活習慣を確立することが大切です。

また、一人ひとりの人権を尊重する取り組み、とりわけ自尊感情（自分がかげがえのない存在であるという自己評価）を確立していくことで、社会的逸脱行動の抑制、いじめなどの防止を進めていく必要があります。

教育施設についても、多様な地域の人々に支えられた特色のある学校づくりを進めていきます。地域や企業、事業所の協力を得たり、郷土と天文の博物館や公共図書館などの地域にある教育施設を活用しながら、児童・生徒が主体的に参加できる多様な体験活動や探究活動に取り組んでいきます。

【重点的な取り組み】

（１）確かな学力の定着

義務教育修了までに、すべての子どもが自立して社会で生きていく基礎を修得するよう、少人数授業の推進など、確かな学力の定着のための取り組みを検討します。

（２）豊かな心の育成

地域の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する子どもが育つよう、「豊かな心」の育成のための取り組みを検討します。

（３）健やかな体の育成

幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育てていきます。

（４）良好な教育環境の整備

一人ひとりの子どもが良好な教育環境のもと学べるよう、学校での教育環境を整備していきます。

【新規事業】

体力の向上

児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で特色を持った子どもの体力向上に向けた取り組みを推進していきます。

食育の推進

各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校給食をはじめ各教科等において、食育の推進を図っていきます。

子ども食育クッキングの実施

児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども食育クッキング」等の事業を区内各所で開催します。

総合型地域スポーツクラブ事業

身近な地域で子どもから高齢者までが色々な種目を様々なレベルに応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを地域住民が主体となり、設立するとともに、活動内容を充実していきます。

アレルギー疾患をもつ児童・生徒への対応

アレルギー疾患をもつ個々の児童・生徒について、学校における各種の取組みを医学的根拠に基づき、安全・確実に効率的な方法で実施していきます。

学校地域応援団の推進

地域における様々な世代の人たちや活動団体の経験、知識を集結し、学校教育が抱える課題に対して、地域が応援することによって豊かな教育環境を整えていきます。学校ごとに「学校地域応援団」を設置し、支援活動を実施していきます。

基本目標 6 . 親と子どもがともに学び育つまち

【現状と課題】

近年の核家族化の進行により、保護者が子育てについての悩みや迷いを相談する相手を見つけることが困難になってきています。

平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケート調査で、就学前の児童をもつ保護者が相談相手として挙げたのは、配偶者が56.4%、親や親戚が21.6%、友人が14.5%で、保育園・幼稚園や子ども家庭支援センターなどは5%に満たない状況でした。この結果は、子育ての悩みを家庭の中で解決しようとする現れだと考えられます。また、子育てについての知識の習得方法では、「育児書や子育て雑誌、インターネットなどのメディア」が43.2%と最も多く、「親や家族」が33.4%、「友人知人との情報交換」が13.8%でした。雑誌やメディアからの情報は、ともすると「平均」「一般」からはずれることへの恐れを増幅し、一人ひとりの子どもの個性を受け入れられない不安感を抱かせる場合もあります。

保護者が子どもの育て方や子どもとの接し方を学ぶ機会を提供し、自分の子どもの状況を大切にできるようにすることが必要です。そのために、母親学級やパパママ学級などを通じて、子育てについて学び、子育てについての疑問などを解消する機会をつくっていきます。また、子育てをしている保護者同士の交流の機会を設けていきます。

近年の少子化により、乳幼児と接する機会が少ない小学生・中学生については、まもなく親になっていく世代だと位置づけて、乳幼児とのふれあい体験を進めていきます。

親と子どもが地域の中でともに学び育っていくまちづくりを推進します。

【重点的な取り組み】

(1) 親が子育てを学ぶ機会の提供

子育て中の親が、親として成長していくことを支援していくために、結婚から子どもの出産、子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢にあわせた多様な学びの機会を提供します。

(2) 相談や出会いの場の提供

身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を充実させ、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

(3) 次の親世代の育成

子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進し、生命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。

(4) 年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

家庭・学校・地域で協力し、放課後や週末に地域の大人と子どもがふれあう場所『子どもの居場所』をつくります。子どもと大人のふれあいを通して、大人たちも交流を深めることで、地域での子育ての輪を広げます。

【新規事業】

児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実

乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。

児童館でのあそびの広場(小学生)の拡充

小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れながら安全に行います。

児童館での中高生の居場所づくりの充実

中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。

基本目標 7 . 一人ひとりの特性に配慮するまち

【現状と課題】

すべての子どもは、一人ひとりが個性をもち、尊重されるべき存在です。

その中でも、障害のある子やひとり親家庭に育つ子どもたちについては、十分な配慮が必要です。

平成 20 年度に実施した、子育て支援に関する意向調査における障害児の保護者に対するグループヒアリングでは、小学校入学後の子どもの療育や保護者の交流の場に対する意見が出されました。また、幼稚園や小学校の受け入れ体制について、障害のある子どもとない子どもの交流の促進についても、多くの希望が出されました。区では障害のある子どもたちが健やかに成長していくために、早期からの療育や就学上の配慮、学校卒業後の進路などについて、子どもや保護者を支えています。また、乳幼児健診などを通じて、障害の早期の発見や保護者の相談支援も充実していきます。

平成 17 年の国勢調査によれば、区内には母子家庭が 2,963 世帯、父子家庭が 384 世帯あります。そのうち 6 歳未満の子どもがいる世帯は母子家庭 597 世帯、父子家庭 41 世帯です。平成 12 年の調査と比べると、母子家庭父子家庭ともに増加傾向にあります。平成 20 年度に実施した、ひとり親家庭の保護者のグループヒアリングでは、精神的、経済的な困難についての意見が出され、一人ひとりの実情に沿った細やかな取り組みが求められています。区ではひとり親家庭等がそれぞれ抱える問題の解決のために、それぞれの家庭に対して総合的な支援を実施します。

【重点的な取り組み】

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭がかかえる経済的、心理的などの子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。

(2) 特性にあわせた支援が必要な子どもへの支援

障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、障害をもつ子どもたちの社会参加の拡充や自立支援と、障害のある子どもの保護者への支援の充実に取り組みます。

【新規事業】

母子生活支援施設の建替え

老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確立するためのサービス向上、自立促進を図ります。

障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減

地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。

第3章 主な事業

1 子育てを支えるまち

(1) 仕事と子育ての両立支援

待機児の解消

＜具体的な取り組み方針＞																																		
認可保育所のほか認証保育所、家庭福祉員など多様な保育資源を積極的に活用し、特に待機児の多い地域、年齢の受入れ枠を拡大し、待機児の解消を図ります。																																		
事業名	事業内容					所管																												
認可保育所	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っていきます。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>8,167</td> <td>667</td> <td>2,583</td> <td>1,604</td> <td>3,313</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>8,514</td> <td>690</td> <td>2,808</td> <td>1,644</td> <td>3,372</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>347</td> <td>23</td> <td>225</td> <td>40</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>						定員	内 訳				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	21年度	8,167	667	2,583	1,604	3,313	26年度	8,514	690	2,808	1,644	3,372	増減	347	23	225	40	59	育成課 子育て支援課 保育管理課
	定員	内 訳																																
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児																													
21年度	8,167	667	2,583	1,604	3,313																													
26年度	8,514	690	2,808	1,644	3,372																													
増減	347	23	225	40	59																													
認証保育所	<p>大都市特有の保育需要に対応するため、東京都独自の制度です。定員が20～120名で駅前設置を基本とするA型と定員が6～29名で0歳～2歳児までを保育するB型があります。すべての保育所に13時間以上の開所を義務付けています。施設基準等は、認可保育所に準じた基準になっています。保育料は、施設ごとに設定しています。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>253</td> <td>51</td> <td>144</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>384</td> <td>82</td> <td>224</td> <td>34</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>131</td> <td>31</td> <td>80</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>						定員	内 訳				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	21年度	253	51	144	25	33	26年度	384	82	224	34	44	増減	131	31	80	9	11	育成課 子育て支援課
	定員	内 訳																																
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児																													
21年度	253	51	144	25	33																													
26年度	384	82	224	34	44																													
増減	131	31	80	9	11																													
家庭福祉員	<p>子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が家庭福祉員として認定した方が、自身の家庭で2歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。なお、家庭福祉員の認定及び施設については、一定の基準が設けられています。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="2">内 訳</th> <th rowspan="2">人員</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>79</td> <td>28</td> <td>51</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>85</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>						定員	内 訳		人員	0歳児	1・2歳児	21年度	79	28	51	23	26年度	85	30	55	25	増減	6	2	4	2	子育て支援課						
	定員	内 訳		人員																														
		0歳児	1・2歳児																															
21年度	79	28	51	23																														
26年度	85	30	55	25																														
増減	6	2	4	2																														
認定こども園の設置 (新)	<p>就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する事業です。</p>					育成課 子育て支援課																												

多様な保育サービスの提供

< 具体的な取り組み方針 >

保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育需要に対応するために、認可保育所や私立幼稚園などで様々な保育サービスを展開します。従来実施していた病後児保育事業に加え、新たに病気の回復期にいたらない児童を保育する病児保育事業を実施します。

事業名	事業内容	所管																			
延長保育事業	<p>保育所で通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">内 訳(箇所数)</th> </tr> <tr> <th>1時間</th> <th>2時間</th> <th>3時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>62</td> <td>16</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		内 訳(箇所数)			1時間	2時間	3時間	21年度	62	16	1	26年度	67	18	2	増減	5	2	1	子育て支援課 保育管理課
	内 訳(箇所数)																				
	1時間	2時間	3時間																		
21年度	62	16	1																		
26年度	67	18	2																		
増減	5	2	1																		
病児保育事業（新）	<p>児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、当該児童を一時的に保育する専用スペースを診療所等に付設して保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	0	0	26年度	8	2	増減	8	2	育成課 子育て支援課							
	定員	箇所数																			
21年度	0	0																			
26年度	8	2																			
増減	8	2																			
病後児保育事業 （施設型）	<p>（施設型）保育所に在籍中等の子どもが、「病気回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、保育所などで一時的にその子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">施設型</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>28</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		施設型		定員	箇所数	21年度	8	2	26年度	28	7	増減	20	5	育成課 子育て支援課 保育管理課					
	施設型																				
	定員	箇所数																			
21年度	8	2																			
26年度	28	7																			
増減	20	5																			
病後児保育事業 （訪問型）	<p>（訪問型）保育所に在籍中等の子どもが、「病気回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、家庭等に保育士等が訪問して子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>訪問型</th> </tr> <tr> <th>年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>		訪問型	年間延べ訪問回数(回)	21年度	0	26年度	800	増減	800	子育て支援課										
	訪問型																				
	年間延べ訪問回数(回)																				
21年度	0																				
26年度	800																				
増減	800																				

<p>休日保育事業</p>	<p>日曜・祝祭日や年末年始に保護者が仕事などのため保育ができない場合に子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="710 405 1066 521"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>20</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>80</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	20	2	26年度	80	8	増減	60	6	<p>育成課 子育て支援課 保育管理課</p>
	定員	箇所数												
21年度	20	2												
26年度	80	8												
増減	60	6												
<p>私立幼稚園 2 歳児受け入れの実施</p>	<p>私立幼稚園において、2 歳児からの受け入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を促します。</p>	<p>育成課</p>												
<p>私立幼稚園での預かり保育事業</p>	<p>私立幼稚園で通常の保育時間以降や夏休みなどに子どもを預かる事業です。</p>	<p>育成課</p>												
<p>特定保育事業</p>	<p>保護者の就労形態等に合わせ、週 1～2 日程度、または午前のみ、午後のみなど、必要に応じて子どもの保育を行う事業です。ただし、今計画では、通常保育及び一時保育の中で実施していきます。</p>													
<p>夜間保育所の設置（新）</p>	<p>保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="710 1093 1066 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>30</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>30</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	0	0	26年度	30	1	増減	30	1	<p>育成課 子育て支援課</p>
	定員	箇所数												
21年度	0	0												
26年度	30	1												
増減	30	1												
<p>（仮称）子育て送迎ステーションの設置（新）</p>	<p>待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に（仮称）子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域の保育園への送迎を行う事業です。</p>	<p>育成課 子育て支援課</p>												

学童保育クラブ事業

<具体的な取り組み方針>

放課後、保護者が働いていたり、病気などで面倒をみられない小学校低学年の子どもを保育します。真に必要な地域について、増設を行い、事業の充実に努めます。

事業名	事業内容	所管												
学童保育クラブ事業	<p>放課後帰宅しても保護者の就労または疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学校低学年の児童(障害がある児童は6年生まで)に生活の場を与え、指導、健全育成を図る事業です。小学校へ学童保育クラブを設置し、わくわくチャレンジ広場(放課後子ども事業)との連携などの取り組みを行います。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入会児童数</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>3,657</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>4,121</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>464</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		入会児童数	箇所数	21年度	3,657	66	26年度	4,121	76	増減	464	10	育成課 子育て支援課
	入会児童数	箇所数												
21年度	3,657	66												
26年度	4,121	76												
増減	464	10												

(2)在宅の子育て家庭への支援

在宅の子育て家庭に対する保育サービスの提供

<具体的な取り組み方針>

出産や通院等で子どもを保育することが困難になった場合や保護者がリフレッシュや自身の活動を行う場合にも利用できる在宅の子育て家庭も視野に入れた保育サービスの充実に努めます。

事業名	事業内容	所管																			
一時保育事業(施設型)	<p>(施設型)保護者が仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどの場合に、保育所などで一時的に子どもを保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">施設型</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>箇所数</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>94</td> <td>10</td> <td>25,500</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>184</td> <td>19</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>90</td> <td>9</td> <td>22,500</td> </tr> </tbody> </table>		施設型			定員	箇所数	日数	21年度	94	10	25,500	26年度	184	19	48,000	増減	90	9	22,500	育成課 子育て支援課 保育管理課
	施設型																				
	定員	箇所数	日数																		
21年度	94	10	25,500																		
26年度	184	19	48,000																		
増減	90	9	22,500																		
一時保育事業(訪問型)	<p>(訪問型)保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>訪問型</th> </tr> <tr> <th>年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>		訪問型	年間延べ訪問回数(回)	21年度	0	26年度	800	増減	800	子育て支援課										
	訪問型																				
	年間延べ訪問回数(回)																				
21年度	0																				
26年度	800																				
増減	800																				

<p>ファミリーサポートセンター事業</p>	<p>区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人(ファミリー会員)と支援することができる人(サポート会員)を結ぶ会員制の育児支援事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="636 450 1112 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数</th> <th>会員数(サポート会員のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>1</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>1</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		箇所数	会員数(サポート会員のみ)	21年度	1	295	26年度	1	315	増減	0	20	<p>育成課</p>
	箇所数	会員数(サポート会員のみ)												
21年度	1	295												
26年度	1	315												
増減	0	20												
<p>ショートステイ事業</p>	<p>親の病気・出産・出張などの理由で育児が困難なとき、子どもを泊りがけで短期間保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="684 779 1042 900"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	5	1	26年度	5	1	増減	0	0	<p>子育て支援課</p>
	定員	箇所数												
21年度	5	1												
26年度	5	1												
増減	0	0												
<p>トワイライトステイ事業</p>	<p>残業等で親の帰宅が遅い場合、夜間子どもを預かり、夕食の提供など生活の援助を行います。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="708 1093 1066 1214"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	20	1	26年度	20	1	増減	0	0	<p>子育て支援課</p>
	定員	箇所数												
21年度	20	1												
26年度	20	1												
増減	0	0												
<p>育児支援訪問事業</p>	<p>特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや助産師、保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="732 1467 1090 1588"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>679</td> </tr> </tbody> </table>		年間延べ訪問回数(回)	21年度	151	26年度	830	増減	679	<p>子育て支援課</p>				
	年間延べ訪問回数(回)													
21年度	151													
26年度	830													
増減	679													
<p>子育てひろばの実施</p>	<p>子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="708 1803 1066 1924"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>		箇所数	21年度	19	26年度	28	増減	9	<p>子育て支援課</p>				
	箇所数													
21年度	19													
26年度	28													
増減	9													

(3) 保育サービスの質の確保

<p>< 具体的な取り組み方針 ></p> <p>良質な保育サービスを提供し続けるために、第三者評価制度の活用等により、質の維持向上に努めます。</p>		
事業名	事業内容	所管
第三者サービス評価の実施	区立の保育施設において、第三者評価機関による専門的かつ客観的な立場からの評価を行い、保育サービスの質の向上を図ります。また、認証保育所が第三者評価を受ける際の助成を行い、サービスの向上を促進していきます。	福祉管理課

2 子どもが健康に育つまち

(1) 母子の健康の推進

＜具体的な取り組み方針＞		
<p>妊娠中から母子の健康を保ち安心して出産を迎えるための定期健診や訪問指導を行い、育児不安を早期に発見し対応するとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、子どもたちが健全な食生活を実践するための家庭・学校・地域などにおいて食について学ぶ機会を提供し、食に対する理解を深めていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり (新)	妊婦健康診査 14 回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。 また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。	保健サービス課 保健センター
こんにちは赤ちゃん訪問事業(新)	出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後2ヶ月等の時にお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。	保健サービス課 保健センター
育児支援に重点をおいた乳幼児健診	乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援します。また、母親の心の健康を重視した問診票の活用により、親の健康づくりを支援します。	保健サービス課 保健センター
親と子の心の健康づくり	子どもの発達の遅れや子どもとの関わり方が不安な親に対して、親子でのグループ遊びや専門家を交えたグループワークなど個々の事情に応じた有効な方法を活用し、親子の成長を支援します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の事故予防対策	家庭における乳幼児の不慮の事故を防ぐために、乳幼児健診時や児童館・育児グループへの出張教育の際にリーフレット等を利用した事故予防教育を実施します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の急病時応急対策	子どもの急病時に、的確な対応・判断ができるように、緊急時の応急手当などを記載した育児支援ガイドブックを配布するほか、乳幼児健診・育児学級・育児グループの際に急病時の対応を指導します。	保健サービス課 保健センター
はしかの予防対策	はしかが流行しないように予防接種率 100%を目指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行います。	保健サービス課 保健センター

結核の予防接種	結核の予防接種 B C G の接種時期は 6 ヶ月未満であり、4 ヶ月児健診時に予防接種を行います。医学的な判断で 6 ヶ月までに接種できなかった乳幼児に対しては、保健所・保健センターでの接種を行います。	保健予防課
アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者等と連携して相談体制の充実を図ります。	保健サービス課 保健センター
アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発	アレルギー情報の提供、アレルギー性疾患の症状へのケアや予防など、リーフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。	保健サービス課 保健センター
栄養教育の実施	子どもの健やかな成長や発達のために、母親学級、乳幼児健診、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活についての栄養教育を実施します。また、 <u>区立小学校 4 年生及び中学校 1 年生の児童・生徒と前年度</u> <u>の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された者のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を</u> <u>実施します。保護者向けリーフレットの配布や所見</u> <u>のある児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施するなど健康的な生活習慣を身につけられるように指導します。</u>	健康推進課 <u>保健センター</u> 学務課
親と子の食育推進事業 (新)	保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。	健康推進課 <u>保健センター</u>
すくすく歯育て支援事業 (新)	子どものむし歯が急増する 2 歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。	健康推進課
子ども医療費助成の実施	中学校 3 年生までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。	子育て支援課

(2) 児童虐待の防止

<p>< 具体的な取り組み方針 ></p> <p>子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。乳幼児健診時のスクリーニングや健診未受診者への働きかけなどを通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対して働きかけを行い児童虐待を予防します。</p>		
事業名	事業内容	所管
虐待防止早期支援事業	子ども家庭支援センターと保健所・保健センターが連携して虐待予防、早期発見を行います。 <u>エジンバラ産後うつ質問票</u> を活用して虐待リスクの1つである産後うつの早期発見と支援を行い、必要な場合は精神科医や臨床心理士による相談を行います。また、保健師が健診未受診者の状況を把握して、育児不安や孤立感に悩む親に対して働きかけを行い、児童虐待を予防します。	子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター
グループワークの実施	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対してグループで話し合う機会を設定し、親の支援を通して児童虐待を予防します。	子ども家庭支援センター
育児支援訪問事業（再掲）	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。	子ども家庭支援センター
要保護児童対策地域協議会	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。	子ども家庭支援センター
虐待相談の実施	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。	子ども家庭支援センター
ショートステイ事業の実施(再掲)	親の養育機能が低下している場合に、施設で子どもを一時的に預かり、子どもを虐待から保護していきます。	子ども家庭支援センター
見守りサポート	児童養護施設等での措置終了後に家庭復帰となり、再び家族で過ごす親子に対して、地域での見守りを行います。	子ども家庭支援センター
子どもと親に対する支援の実施	虐待を受けた子どもの心理療法、親に対するカウンセリング等を実施し、安定した生活を送れるように支援するとともに、虐待の再発を防止します。	子ども家庭支援センター
配偶者暴力防止事業（新）	配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。	人権推進課

<p>(仮称)子ども総合センターの整備</p>	<p>すべての子どもと家庭に対して妊娠・出産期から学齢期・思春期に至るまでの一貫したきめ細やかなサービスを行う拠点として(仮称)子ども総合センターを整備します。特に、児童虐待防止に総合的に取り組む体制を強化します。</p>	<p>育成課</p>
-------------------------	---	------------

3 子どもの成長をみんなで支えるまち

(1) 企業の取り組みの支援

<p><具体的な取り組み方針> 区内企業に対し子育てに対する取り組みの啓発を行うとともに、職場環境の整備を促進します。</p>		
事業名	事業内容	所管
企業向けセミナーの実施	区内の企業向けにセミナーを実施し、ワークライフバランスの推進や育児休業制度の定着を図る。また、事業者が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定すること等について企業の理解を促進します。	育成課
中小企業のための仕事と生活の調和応援事業（新）	東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乗せ助成を行うことで、企業に対するワークライフバランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進します。	人権推進課

(2) 地域の社会資源の活用

<p><具体的な取り組み方針> 地域で活動する方々や様々な団体の子育て支援活動を支援するとともに、地域にある子育て支援に関する資源の活用に努めます。</p>		
事業名	事業内容	所管
子育て支援活動の拠点整備	子育て支援に関する活動団体に活動場所を提供するとともに、活動のノウハウや、活動団体同士の情報交換を行うネットワークの拠点を（仮称）子ども総合センター、子ども家庭支援センター、基幹型児童館に整備します。	育成課
児童館での保育ボランティア等の活用（新）	児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。	育成課

(3) 地域の人材育成

<p><具体的な取り組み方針> 子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。</p>		
事業名	事業内容	所管
区民大学（新）	地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。	生涯学習課

4 子どもの安全・安心が保たれるまち

(1) 子どもの安全を守る

＜具体的な取り組み方針＞		
公園においては、死角をつくらない植栽や施設の配置、明るさの確保など、安全性の検討をするとともに、自主管理団体等と連携し、事故や犯罪から子どもたちを守る取り組みを行います。また、地域住民が主体となった自主的に公園を含めたまちの安全を点検したり、危険箇所の改善策を検討する活動を支援します。		
事業名	事業内容	所管
安心・安全な公園づくり	植栽や建築物および照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安心・安全な公園づくりを行います。	公園課
公園の安全点検	日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取り組みを行います。	公園課
子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援	子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通じた危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。	生涯学習課

(2) 親と子どもが外出しやすい施設環境の整備

＜具体的な取り組み方針＞		
乳幼児を持つ親を含めて、全ての親が安全・安心に移動できるように、交通バリアフリー法に基づいて基本構想を策定し、駅や駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めます。また、歩行者の安全や遊びなど潤いの場となる公園の整備などを総合的に進めます		
事業名	事業内容	所管
あんしん歩行エリア整備事業	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課
「だれでもトイレ」の設置	公園を整備する際には、ベビーキープ（乳幼児専用いす）等を常設した「だれでもトイレ」を設置します。	公園課
（仮称）子育て支援ガイドブックの作成（新）	妊娠から出産、子どもが中高生までの子育て支援サービスに関する情報をまとめた、ガイドブック（冊子）を作成します。	育成課
歩道勾配改善事業（新）	妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかに改善します。	道路補修課

「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置（新）	小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しむため、おむつ替えや授乳などができるスペースを設置します。	育成課
------------------------	--	-----

(3)まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進

<p><具体的な取り組み方針> 子どもや子育て中の親、地域住民などの意見を取り入れながら、まちづくりや児童館の行事を進めていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
子どもと子育て中の親の意見を取り入れた児童館づくり	児童館の行事や企画に子どもや地域の人たちの意見を取り入れ、利用者の視点に立った児童館づくりを進めます。	育成課
あんしん歩行エリア整備事業（再掲）	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課

5 子どもの心身が健やかに成長するまち

(1) 確かな学力の定着

＜具体的な取り組み方針＞		
<p>義務教育終了までにすべての子どもが生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を高めていくための取り組みを行っていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
わかる授業の推進	学習支援講師を増員し、少人数指導や習熟度別授業を充実するとともに、学習の習熟が十分でない児童・生徒に授業中の学習補助として、学習サポーターの配置や保護者、学生ボランティアなどの授業への協力を進めます。	指導室
授業時数と学習機会の確保	小中学校の夏季休業日の1週間の短縮は引き続き行い、1週あたりの授業コマ数の増加や土曜日の活用、放課後、家庭学習により、学習機会を確保していきます。	指導室
総合的な学習の時間の充実	体験的な学習を中心に授業内容を充実させていきます。教科では学べないような横断的な学習を実施していきます。	指導室
情報教育の充実	情報機器を活用した授業の充実や児童・生徒の情報活用能力の向上、情報モラル教育を積極的に推進していきます。	指導室
読書活動・学校図書館の充実	司書教諭や学校図書館支援指導員との十分な連携のもと、学校図書館ボランティアが運営に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、公立図書館の資料を利用しやすくするため、学校図書館にインターネットに接続できる蔵書検索用のコンピュータを設置していきます。	指導室

(2)豊かな心の育成

<具体的な取り組み方針>

近年、若者による不条理な事件が多発しており、その背景として、精神的に未熟で、人間関係が不得手で、社会や人とのつながりを築けない孤独な若者像が指摘されており、「心の教育」が必要とされています。子どもたちがこれからの社会を生き抜くために、学校・家庭・地域社会が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心などを育み、豊かな人間性を持った社会人を育成することを目指します。

事業名	事業内容	所管
家庭教育の充実	子育て、家庭教育に関する学習・交流の場や自主的な学習を推進するための「子育て・家庭教育応援制度」などを設けていきます。また、子どもの基本的な生活習慣を確立する仕組みとして、「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーを配付し、生活リズム向上運動を実施していきます。	指導室 地域教育課
いじめ・不登校への対応	いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、きめ細かく、粘り強く組織的に対応していきます。	指導室
セーフティ教室の実施	警察署を中心に関係機関と連携しながら、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るためのセーフティ教室を実施し、学校・家庭・地域で子どもの非行・犯罪被害防止を図っていきます。	指導室
健全育成、生活指導の充実	学校支援指導員を臨機応変に配置し、問題行動への早期対応、早期解決を図っていきます。	指導室
部活動の充実	専門的な技量のある地域指導者を確保し、また、地域指導者を部活動の顧問とする取り組みを行い、地域ぐるみで指導体制を充実し、更なる部活動の充実を図っていきます。	指導室 地域教育課

(3)健やかな体の成長

<具体的な取り組み方針>

幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育てていきます。

事業名	事業内容	所管
体力の向上(新)	児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で特色を持った子どもの体力向上に向けた取り組みを推進していきます。	指導室

食育の推進（新）	各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、 <u>家庭や地域との連携を図りながら、学校給食をはじめ各教科等において、食育の推進を図っていきます。</u>	指導室 学務課
子ども食育クッキングの実施（新）	児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども食育クッキング」等の事業を区内各所で開催します。	生涯学習課
総合型地域スポーツクラブ事業	身近な地域で子どもから高齢者までが色々な種目を様々なレベルに応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを地域住民が主体となり、設立するとともに、活動内容を充実していきます。	生涯スポーツ課
アレルギー疾患をもつ児童・生徒への対応（新）	アレルギー疾患をもつ個々の児童・生徒について、 <u>学校における各種の取り組みを医学的根拠に基づき、安全・確実に効率的な方法で実施していきます。</u>	学務課

(4) 良好な教育環境の整備

< 具体的な取り組み方針 >

一人ひとりの子どもが、良好な教育環境のもとで学べるよう、あらゆる教育資源を有効に活用し、地域ぐるみ、社会総がかりで教育環境を整備していきます。

事業名	事業内容	所管
特色ある学校づくりの推進	他校にはない独自性を打ち出していくため、教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するなど、「特色ある学校づくり」に取り組みます	指導室
教職員の資質・能力の向上	すべての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、さまざまな研修や研究活動を充実させていきます。	指導室
学校評価制度の推進	学校の教育活動について、保護者や地域社会に情報を発信し、開かれた学校づくりを一層進めるとともに、適正な評価を受けていきます。	指導室
学校地域応援団の推進（新）	地域における様々な世代の人たちや活動団体の経験、知識を集結し、学校教育が抱える課題に対して、地域が応援することによって豊かな教育環境を整えていきます。学校ごとに「学校地域応援団」を設置し、支援活動を実施していきます	指導室 地域教育課

6 親と子どもがともに学び育つまち

(1) 親が子育てを学ぶ機会の提供

<具体的な取り組み方針>		
<p>子育て中の親が親として成長していくことを支援するために、子どもの出産から子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢に合わせた多様な学習の機会を提供します。また、父親の育児知識・能力を高め、両親が協力して育児を行うことにより、母親の育児不安を解消し、子育てを楽しむ環境を整備します。</p>		
事業名	事業内容	所管
母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級	父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活・出産の話、お風呂の入れ方を実習します。平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施し、先輩パパママの子育て体験談を聞く場を提供します。	保健サービス課 保健センター
ブックスタート事業	乳幼児健診時に絵本の入ったブックスタートパックを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあうことの喜びを伝えます。	葛飾図書館
親の学びのプログラム	子どもの年齢や発達段階に合わせた多様な学習プログラムを提供することにより、親の育児不安を軽減し、孤立感を解消します。また、そこで知り合った保護者同士が交流・学習を続けていくための支援をします。	育成課 地域教育課 保育管理課 子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター 健康推進課

(2) 相談や出会いの場の提供

<具体的な取り組み方針>		
<p>身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を提供し、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。</p>		
事業名	事業内容	所管
育児グループの育成・支援	同じ月齢の子を持つ母親のグループのほか多胎児のグループなど多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。	保健サービス課 保健センター
子育てひろばの実施（再掲）	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。	子育て支援課

子ども家庭支援センター	18歳までの子どもや子育て・家庭に関する総合的な相談を受けるとともに、深刻な問題に対しては、児童相談所や保健所・保健センター等関係機関と連携しながら継続的に支援します。	子ども家庭支援センター
悩みごと相談の実施	夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした女性が抱える悩みなどの相談に対応します。	人権推進課
児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実（新）	乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。	育成課

(3) 次の親世代の育成

<p><具体的な取り組み方針></p> <p>子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進して子どもの豊かな心を育むとともに、命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。</p>		
事業名	事業内容	所管
乳幼児のふれあい体験の推進	保育園等において、小学生・中学生・高校生が小さな子どもとふれあう場を提供することを促進していきます。	育成課 子育て支援課 保育管理課

(4) 年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

<p><具体的な取り組み方針></p> <p>子どもの個性に合わせた多様な居場所づくりを地域とともに進めていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり	次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づくりを進めます。 公園には、幼児にも利用できる遊具を設けます。 また、幼児が安心して遊べるよう、幼児コーナーを設けます。 幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を設けます。 砂場には柵を設け、犬猫のフン害による衛生面に配慮します。	公園課
わくわくチャレンジ広場（放課後子ども事業）	小学生の放課後等の「楽しい居場所」である、わくわくチャレンジ広場（放課後子ども事業）の自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動など内容の充実を図り、子どもたちの豊かな社会性や創造性を育てていきます。また、学童保育クラブと連携し、放課後子どもプランを推進していきます。	地域教育課 育成課

地域行事への子どもの参加（小学生）	小学生の社会参加を促進していきます。また、様々な体験を通じて年齢や地域の異なる仲間と交流することにより、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課
学び交流館の居場所づくり	学び交流館に、中高生が気軽に仲間と集える機会を提供していきます。	生涯学習課
図書館のヤングアダルトコーナーの充実	中高生向けの資料の充実を図りながら、参加型の企画やグループ学習のできるスペースの提供を行い、ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。	葛飾図書館
地域行事への子どもの参加（中高生）	中高生の社会参加を促進していきます。また、様々な体験を通じて年齢や地域の異なる仲間と交流することにより、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課
ボランティアの奨励	中高生が他人から必要とされる喜びを体験するため、ボランティア活動の場を設け、ボランティアの奨励をしていきます。	ボランティアセンター
児童館でのあそびの広場（小学生）の拡充(新)	小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れながら安全に行います。	育成課
児童館での中高生の居場所づくりの充実（新）	中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。	育成課

7 一人ひとりの特性に配慮するまち

(1)ひとり親家庭への支援

＜具体的な取り組み方針＞		
ひとり親家庭が抱える経済的、心理的な子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。ひとり親が就労しやすい環境を整備し、生活や経済的な自立を支援します。また、さまざまな環境の家庭を視野に入れた施策を検討します。		
事業名	事業内容	所管
ひとり親家庭の総合支援の実施	経済的な問題、就労、子どもの養育など様々な悩み相談に応じて助言・情報提供を行うほか、母子世帯に対して「母子自立支援プログラム策定事業」を実施し、就業・自立を支援します。	子育て支援課
母子生活支援施設の建替え（新）	老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確認するためのサービス向上、自立促進を図ります。	子育て支援課

(2)特性にあわせた支援が必要な子どもへの支援

＜具体的な取り組み方針＞		
障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、特別な支援が必要な子どもの社会参加の拡充や自立支援と特別な支援が必要な子どもの保護者への支援を充実させていきます。		
事業名	事業内容	所管
子ども発達センター	障害のある乳幼児とその家族が地域で生活し、保育園や幼稚園に通いながら必要な訓練などの療育を受けたり、個別相談を行うとともに、親同士の交流を図る機会を提供します。また、保育所・幼稚園への訪問指導を行うなど関係機関と連携していきます。	障害者施設課
ふれあい交流の実施	障害のある児童とない児童が互いに交流し、その保護者も障害について理解する場を提供します。	育成課
疾病・障害の早期発見・早期対応	低体重で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費などを助成することにより、子どもの健康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。	保健サービス課 保健センター
障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減（新）	地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。	障害福祉課 障害者施設課

葛飾区子育て支援行動計画の体系

基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく。

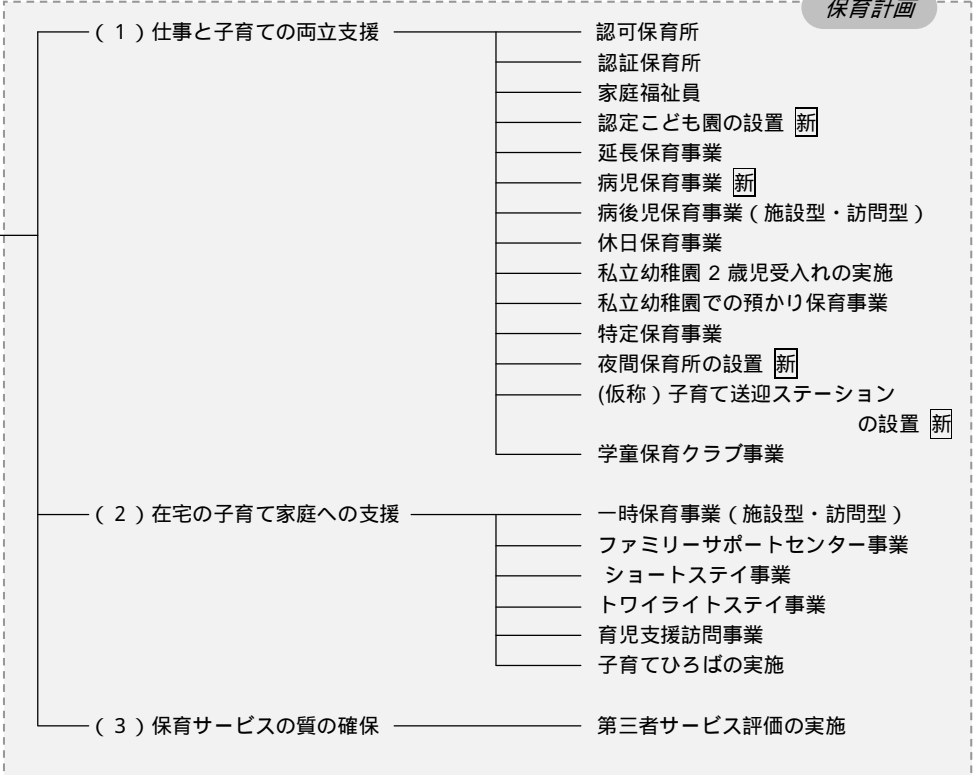
基本目標

1. 子育てを支えるまち

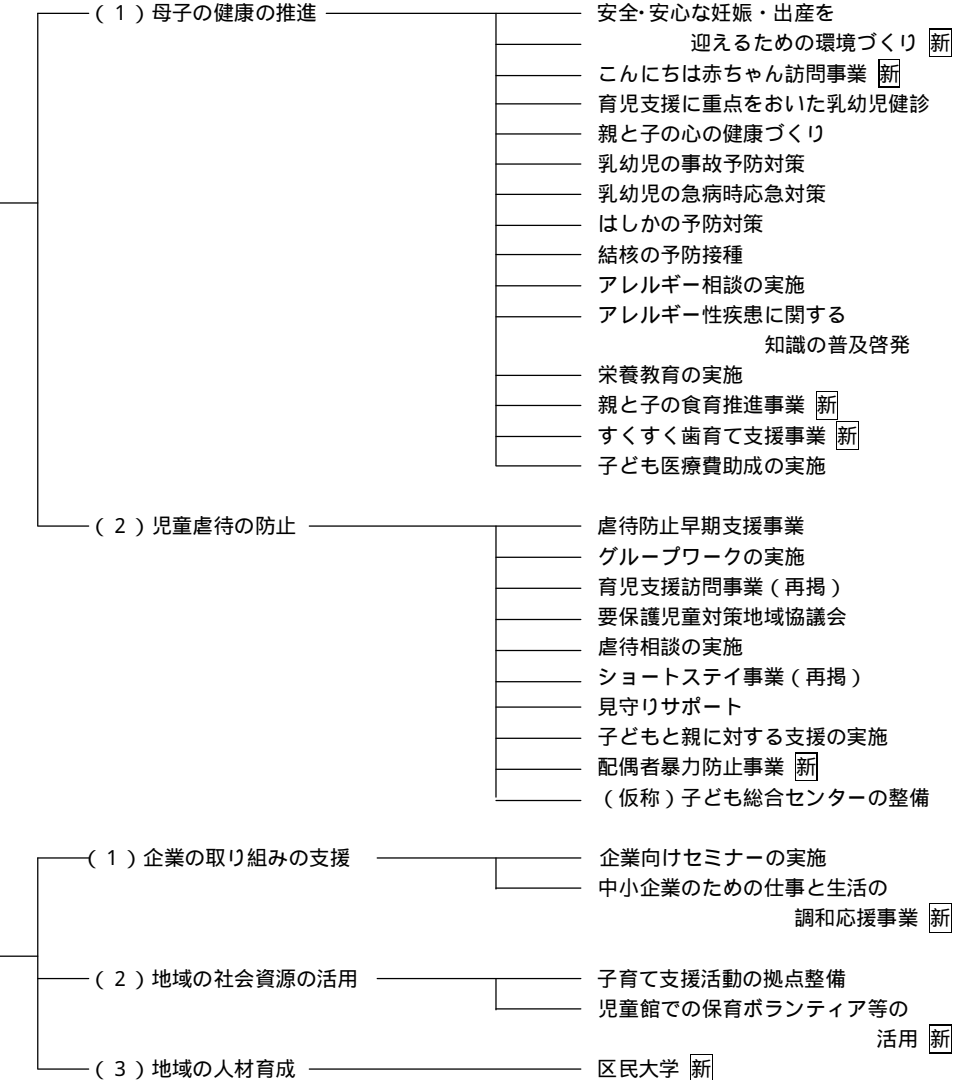
2. 子どもが健康に育つまち

3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

重点的な取り組み



保育計画



主な事業

基本目標

重点的な取組み

主な事業

4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

(1) 子どもの安全を守る

- 安心・安全な公園づくり
- 公園の安全点検
- 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援

(2) 親と子どもが外出しやすい
道路や施設環境の整備

- あんしん歩行エリア整備事業
- 「だれでもトイレ」の設置
- (仮称)子育て支援ガイドブックの作成 新
- 歩道勾配改善事業 新
- 「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置 新

(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに
子どもや子育て中の親の参画の推進

- 子どもと子育て中の親の意見を
取り入れた児童館づくり
- あんしん歩行エリア整備事業(再掲)

5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

(1) 確かな学力の定着

- わかる授業の推進
- 授業時数と学習機会の確保
- 総合的な学習の時間の充実
- 情報教育の充実
- 読書指導・学校図書館の充実

(2) 豊かな心の育成

- 家庭教育の充実
- いじめ・不登校への対応
- セーフティ教室の実施
- 健全育成、生活指導の充実
- 部活動の充実

(3) 健やかな体の成長

- 体力の向上 新
- 食育の推進 新
- 子ども食育クッキングの実施 新
- 総合型地域スポーツクラブ事業 新
- アレルギー疾患をもつ
児童・生徒への対応 新

(4) 良好な教育環境の整備

- 特色ある学校づくりの推進
- 教職員の資質・能力の向上
- 学校評価制度の推進
- 学校地域応援団の推進 新

6. 親と子どもがともに学び育つまち

(1) 親が子育てを学ぶ機会の提供

- 母親学級・ファミリー学級
・休日パパママ学級
- ブックスタート事業
- 親の学びのプログラム

(2) 相談や出会いの場の提供

- 育児グループの育成・支援
- 子育てひろばの実施(再掲)
- 子ども家庭支援センター
- 悩みごと相談の実施
- 児童館における乳幼児や
保護者への育児支援の充実 新

(3) 次の親世代の育成

- 乳幼児とのふれあい体験の推進

(4) 年代や興味・関心に応じた様々な
子どもの居場所づくり

- 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり
- わくわくチャレンジ広場
- 地域行事への子どもの参加(小学生)
- 学び交流館の居場所づくり
- 図書館のヤングアダルトコーナーの充実
- 地域行事への子どもの参加(中高生)
- ボランティアの奨励
- 児童館でのあそびの広場(小学生)の拡充 新
- 児童館での中高生の居場所づくりの充実 新

7. 一人ひとりの特性に配慮するまち

(1) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の総合支援の実施
- 母子生活支援施設の建替え 新

(2) 特性にあわせた支援が必要な
子どもへの支援

- 子ども発達センター
- ふれあい交流の実施
- 疾病・障害の早期発見・早期対応
- 障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減 新

子育て支援行動計画 策定委員会 議事要録

日 時	平成21年11月13日(金) 14時00分～16時15分	場 所	葛飾区男女平等推進センター 洋室D
出席者 (18名)	村井 美紀 委員 鈴木 秀史 委員 上田 郁子 委員 清水 正六 委員 山田 伸子 委員 伊藤 美知香 委員 佃 理 恵 委員	櫻井 慶一 委員 浦岡 秀次 委員(途中退席) 中道 浩一 委員 遠藤 ふじ子 委員 福島 一雄 委員 小玉 薫 委員	山口 千晴 委員 松田 光子 委員 井上 洋一 委員 篠原 淑子 委員 小林 葉子 委員
欠席者 (7名)	阿部 優美 委員 町山 芳夫 委員 阿部 久之 委員	加藤 尚子 委員 信川 仁道 委員	芝山 薫 委員 内田 眞義 委員
事務局 (6名)	鹿又 幸夫(子育て支援部長) 佐藤 秀夫(計画担当係長) 本間 晶子(計画担当係主任主事)	赤木 登(子育て支援部育成課長) 羽鳥 秀明(計画担当係主査) (コンサル 森 すぐる)	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 第4回子育て支援行動計画策定委員会の課題について <ul style="list-style-type: none"> 1-1 グループヒアリング(父子家庭の父親)の結果について 1-2 こんにちは赤ちゃん訪問事業について ・資料2 後期「葛飾区子育て支援行動計画」のパブリックコメントの結果について ・当日配布 後期「葛飾区子育て支援行動計画」中間報告 平成21年度11月 		
<p>1、議事</p> <p>(1) 第4回策定委員会課題整理について</p> <p>事務局より「グループヒアリング(父子家庭の父親)の結果について」、「中学生に対するアンケート調査結果」、「こんにちは赤ちゃん事業について」、「(仮称)葛飾区子育て支援推進協議会」、「区の収集した資料」について、それぞれ資料を基に説明を行った。</p> <p>(質疑)</p> <p>小林委員：父子家庭の件で、「子どもの学校について」という項目に、学校が子どもの状況を把握しやすいということが書かれている。そうした場合に「印刷したものが届くようになったらいい」とあるが、民生・児童委員などと連携をして、「こんにちは赤ちゃん」のように訪問するなどして、ケアしていけると、もっと充実してくるのではないかと。</p> <p>小玉委員：パブリックコメントとかも全部読んだ中で、情報を届いてほしいところに届けないといけないと思った。この父子家庭の方が知らないのも、一般の子育ての人が子育ての事業があるというのを知らないのも、やっぱり知らせないといけないなというのが一番重要だと強く思った。</p> <p>知らせなければ全然わからない。例えば私の場合は、今、子どもが3歳とゼロ歳で保育園なんですけど、小学校に上がった後、夏休みの間は、仕事を続けられるのかなとか、不安なこともあるので、そういうときは先ほど小林委員がおっしゃったような、一覧表や</p>			

チェックシートなどで、情報が届きやすくなるのが一番重要かと思う。

具体的な広報活動などは別に考えないといけない。

佃委員：来年度設置する予定の葛飾区子育て支援推進協議会について、構成メンバーとか、決まっているようでしたら教えていただきたい。

事務局：構成メンバーや人数もまだこれから決める。ご意見があれば、参考にしたいのでよろしくをお願いします。

篠原委員：父子家庭の当事者の会の方とお話しする機会があったが、父子家庭というふうにくくるのではなくて、「ひとり親家庭」として、母子家庭と父子家庭も一緒になった取り組みがされると、父子家庭当事者の会は廃止できるんだと話していた。置き去りにされている父子家庭のところを、見落とさない支援の仕方が必要。

どこに行ったらいいというような道筋ができるようなものを、支援があるということがわかりやすいものをつくる必要がある。

推進協議会に関しては、ここにいる方で推進協議会をつくることを望みたい。

村井会長：区のほうに伺いたいが、ひとり親家庭に関する情報、利用できる制度とかハンドブック的なものは東京都であるのではないか。

事務局：都にはひとり親に対するハンドブックはあり、区がそれに沿った施策を実施している。

村井会長：それが区独自のものか都のものか、国のものかは別にして一冊になったもの必要だと思う。情報ををどういうふうに伝えるかということが課題である。支援がないわけではないのに知られていない。伝わっていないという問題だ。

私は大学で児童福祉論という講義を担当しており、講義ではひとり親家庭の家族の問題も取り上げる。そこで、実情の体験もしようと、学生に「離婚届の用紙をもらっておいで」と課題を出す。離婚にまだ偏見があることを、市役所とか行政の窓口の対応で味わって、離婚した後に子どもを持っている親が利用できる制度を知りたいときに、窓口がどういうふうに対応してくれるのを確かめてきなさいと言っている。

学生に体験発表をさせると、「あその区はお勧めです」とか、お母さんと一緒に行ったら2枚渡されたとか、当事者のふりをするのに耐えかねて、窓口で「実は宿題です」と言ったら、カウンターの中に入れてくれて、すごい丁寧に教えてくれて、もし結婚したら「私はいつでも離婚できる」と言った学生もいる。

何を言いたいかということ、一つは、窓口の対応の問題がある。

あるいは、先生たちにあまり知られたくないとか、かかわってほしくないとか、いろいろな微妙な問題がある。だから、当事者同士で何かできるような仕組みがないかなと考えさせられた。

清水委員：当事者の情報がなかなか我々のところに伝わってこない。こういう問題をもう少しPRしていただければ、我々も地域に根差した活動がたくさんできると思う。どうやって個人情報保護をクリアできるか、その辺の問題について方向性を決めながら活動していけば、私たちもひとり親家庭などへの支援ができる。

小玉委員：推進協議会について。子育て支援計画がちゃんと推進しているかどうかを確認していくような作業になるが、そのためにはまず数字の目標が必要だ。例えば、今の葛飾区の子どもの人口が倍になることが目標なのか。それとも、今、子育てをしているすべての年

代の人たちの満足度を上げることが目標なのか。そういうことも含めた何か具体的な数字目標をまず決めて、それに向かって半年後、1年後というふうに見ていけばいいのではないか。

佃 委員：私は、数値目標は難しいと思っている。例えば待機児童は減ったら良いのかもしれないが、本当にクオリティーは保てているのだろうか。その辺を評価するのは難しい。満足度で数字にするのか、設置数で数字にするのかとか。

村井会長：推進協議会に関して、最後の第6回までに意見を持ち寄ってきたほうがいい。少し後期計画の案を読み返して、並べ替えて読むとどうなるかなということを一覧表にしてきた。

要するに項目ごとに7項目ある。親子、乳幼児、小学生、中学生、高校生、それぞれの項目で、こういう後期計画を作成している、それから、これは区民全体に対して働きかけというか、対象にしているのだろうかというようになっていく。これは、私が全く個人的に並べ替えた。行動計画の後期計画をつくる際、数値目標以外のことに関して、いったい誰がどのようにと計画を想定して、これを目標に掲げましょうというふうに読み込んでいるかどうか。

新規事業の「区民大学」を例に考えてみたい。区民大学でボランティアの育成と支援や、児童館での保育ボランティア等の活用を行うとあるが、それに対して応える市民の人たちをちゃんと想定しているのかどうか。

子育て支援のボランティアの応援を団体とする。あるいは、高校生や中学生の居場所作りとして、児童館を開放するとあるが、高校生や中学生に働きかけるスタッフがいるのだろうか。「場所だけ空いているからどうぞ」と言って、中学生や高校生が児童館に集まるのか疑問だ。「それに応える人たちはいるの?」ということをきちんと想定して、そのボランティアやスタッフをどう育てていくかということを確認していく推進協議会でなくてはならない。

皆さんは、区民の代表として、いろいろな自分たちの責任を持っている部署からの代表としての立場でご参加していると思う。母親あるいは市民の代表というところから始めて、専門領域の保育所とか幼稚園とか、あるいは民生委員とか事業者とかという形で全体が集まっているときに、これを自分がやる立場で考えたときにどういうふう具体的にやっていくのか、計画としての実現性を考えてほしい。

数値目標だけではなくて、具体的な実効目標としてプログラムを組んでいくみたいなことまで少し踏み込めれば、それを推進するためにどこまで推進できているかを検証するという目標値になるのではないと思う。

立派だけでも「絵に描いた餅」だったと5年後に総括が出るような、そういう策定ではなくて、行政の責任ということではなく、委員会の目標を区の合意として確認できるような提案が必要だ。皆さんはご自分の担当する計画の項目はここだろうかということをも分読み取っていただいていると思うが、いかがだろうか。

清水委員：それはやったほうがいい。早めにそういった方向性で進んでいったほうが、それぞれみんな立場があるので、その意見だけでも意味があると思う。

篠原委員：この分野は自分がかかわる分野だけど自分たちだけではできないというところが、この推進協議会の中で確認し合えて、「じゃ、そこと一緒にやっていきましょう」という、

そのつながりが見えればいいのではないか。

村井会長：よく読みこんでいくと、項目が多岐にわたっているように見えるが、1カ所だったりする。そうすると、そこを中心にして展開していけばいいとわかってくる。例えば乳幼児への支援、育児支援と虐待防止というのはつながっている。そこを私たち自身が理解しながらやっていくこと。あるいは、これを5年間でやり切れるのかどうか。

福島委員：一つはこれは行政の宿命なのかもしれないが、葛飾は学童保育の所管と指導がそれぞれ子育て支援部と教育委員会に別々になってしまっている。千代田区の例では、学童保育の学校内への設置を教育委員会や校長先生が進めてくれるどころか押さえ込まれてしまうという苦い経験がある。いずれにしても子どもの問題を考えるときに、子育て支援部だけではなく、その他いろいろなところから委員に出てもらわなくては、子どもの問題が本当に伝わらないのではないか。だから、例えば教育委員会の誰かが1人は代表として出てきているとか、そういう形で論議していかないと本当にうまくはいかないと思う。

情報の収集の問題では、パソコンを活用できる。パソコンで病児保育の問題を調べたら、葛飾で病児保育専門にやっているNPOを見つけ、その方たちに会いに行った。NPOや病児保育など、情報をひとまとめにして流すようなことも考えていったほうがいいかもしれない。またそういったNPOの支援も必要だと思う。

私はたまたまある県の審議会を何度もやらせてもらって、5年計画で、毎年、委員会が1年ごとにどこまで達成できたのかということをチェックしている。そういうことを丹念にやっていかなければいけないのだろう。行政にすると、これを実施するには財源が必要だということがあって、財源が足りなくて遅れるということもあったりする。

厚生労働省の官僚がぼやいていたが、今、民主党の政権になって仕事ができるようになって、仕事ができない。この後期行動計画は自民党の時代につくられたもので、それがちゃんと引き継がれていくのか、そんな感じを持っているようだ。都は都で税収が1兆円不足するとかいうので、いろいろなところからカットしていくんだろうと思う。多分、区も困っているんだろうなと思う。

そんな状況の中であまり過剰なことを目標値には挙げないほうがいい、それは確かにそうだと思う。子育てについては民主党も力を入れるのだろうが、個人的に言えば、子育てのお金を全部家庭に配るよりは、こういったたぐいの支援にお金を配ったほうがいいと思う。

財源が乏しくなればなるほど、それぞれのセクションでやるというよりは、一緒に合わせて、ほかの課と、あるいは部と共同しながらやり遂げていかなければ目標は達成できないのではないか。言葉で「こういうふうにしよう」とつくったとしても、それに伴った財源が必要だということだ。

村井会長：区に質問だが、財源的な裏付けを持って作成しているはずだと思うがどうだろうか。

事務局：すべてが5年間でということはないが、基本計画、それに伴う実施計画というのがあり、これは当然ながらある程度財政見通しを持った計画となっている。その上位計画に基づいて、今回この計画を策定している。今は中期実施計画を実施しているが、再来年に後期実施計画を策定する。逆に、この行動計画を基にその後期実施計画に再度位置付ける

という形で、財源の見通しとしてはあるというふうに考えている。ないものについては、先ほど過大な数値という話もあったが、少なくともここ3年ぐらいを見通した形で目標数値のあるものについては財源的にも大丈夫だと、あるいは実施の見込みがあるということで載せている。最後の2年の部分については、今申し上げた、後期実施計画というところで、もしこれから修正が必要であればこちら修正を行うし、後期に合わせてこちらの行動計画を修正する。そういうことも考えている。

村井会長：国と都が今後どう動くかは含んでおかないとまずいとは思いますが、実施していくというところで心強い説明があったわけだから、財源的な裏付けは一応確保されているということで話をしている、そうすると今度は、財源ではなくて担っていく、人的なところではどうなのだろうか。

事務局：先ほど村井先生から例に挙げていただいた児童館、あるいは「区民大学」でのボランティアなどの、いわゆる地域の方にご協力いただく部分はやはり難しいなというのが現状だ。児童館では民生委員の方々にもずいぶんご協力をしていただいているが、地域に児童館の名を売って「こんな事業にぜひご協力を」という日々の努力で地域の方々にボランティアに来ていただいている。しかし、そうした地域の方々から逆に認知されて、「私もお手伝いしたい」というふうになるには非常に難しいと感じる。

村井会長：重ねて聞くが、例えば「小学生に対して」というところでは「わかる授業の推進」で「学習支援講師」というのはプロの方を想定しているのか。それから、「学習サポーター」というのは何だろうか。それから、「保護者・学生ボランティアの協力推進」、葛飾区に大学はあったらどうか。

事務局：サポーターは教員資格を持った、これから教員になろうという人たちを登録をして面接して採用しているということで、無資格の人ではない。

村井会長：謝礼も出るのか。

事務局：もちろん出る。高くもなく安くもないというところで折り合いをつけていると思う。

村井会長：有償ボランティアのようなものか。

事務局：そのようなものだ。

佃委員：先ほどから「区民大学」の件が出ているが、「区民大学」は24名からなる区民の運営委員があり、実は私も運営委員になっているし、篠原委員も運営委員になっている。人材の吸い上げが難しいのではないかという意見があったが、24名からなる運営委員は区民で構成されているし、恐らくそんなに難しい分野ではないかと思われる。

村井会長：というような形で、この事業を推進するのは誰で、どこが中心になってやるのかが見えてきたら、「よし、これは目標として掲げよう。そして推進委員会でチェックしていこう」「これはできそうだ」というふうに組み立てられればいいと考えている。例えば、全体で掲げられている子育て支援のための企業向けセミナーの実施も目標について、受け手としてきちんと、了解した上での計画なのだろうか。

事務局：受け手としては想定をもちろんしている。ぜひ興味を持っていただきたいという思いがあり、商工会議所や、青年会議所、企業の担当者に声をかけている。ここ2年ほど、ワークライフバランスの観点から見た講座を開いているが、参加が非常に少ない。時間も問題なのかもしれないが、なかなか集まらない。

村井会長：今日、全部それを一つ一つを「これ、どうですか」という形で、現政権の予算のあれみたいなヒアリングをやるつもりはないが……。

中道委員：今年初めて参加したが、この子育て支援の推進協議会は、葛飾区で教育振興ビジョンだとか、生涯学習ビジョンというものが多分子育てではこの支援行動計画だと思うが、その見直しとか検討をする位置づけということになるのか。

事務局：これはあくまでも子育て支援行動計画に関する推進協議会で、イメージとしては達成状況の確認、あるいは評価を、なぜできないのかということも含めて、どうやったらできるのかというようなこと、現状確認、推進方法を協議する場になると思う。だから、この計画に、今お話しいただいた生涯学習ビジョンそのものをこの場で話してどうこうするというものではない。

中道委員：では、そのビジョンの中で一部取り上げたものに関しては行政間で、また調整とか話し合いがなされるのか。

事務局：そのとおり。推進協議会以前に、区の内部で子育て支援の本部会があり、その中でそれぞれの部署についての調整する。そういう場では、なぜこれが推進できなかったのかというのはその場で、行政の中で話し合われるという形にはなる。必要があれば、それぞれの手直しなど、まずそこで調整が一度入る。

村井会長：私が出してしまったので、いろいろ議論が進んだり広がったりしてしまいましたが、今回の資料1の説明に立ち返って、最後にこの件も含めながら全体でご質問ご意見ほかはあるだろうか。

櫻井委員：事務局に初歩的な質問がある。資料1-2の「こんにち赤ちゃん訪問事業」について。いわゆる里帰り出産というのがあるが、例えば葛飾区に戻ってきて、仙台にいる人が出産した。こういう場合、もちろん「こんにち赤ちゃん訪問事業」は国の事業なので、どこに行ってもフォローされるが、具体的な流れというのは、葛飾区以外も全部この流れと理解していいか。その場合、例えば里帰りでお産していたときに、出生届はどこに出してもいいのか。つまり、葛飾区に出すか、仙台に出すかという、そのどちらかだ。そうすると、どのようにフォローされるのか。

事務局：出生届をそれぞれに出すと、それぞれ住民票のある所に記載が必要なので戻ってくる。葛飾区の区民であれば葛飾区に戻ってくる。それと、自治体がこの出生通知を確認をするという作業をするので、訪問事業そのものは各自治体の事業となる。したがって、住民票のある地域で行うという形になると思う。里帰り出産では、主に病院にいる間は自治体の訪問という形はなくて、戻ってきてからという形になると思う。

櫻井委員：今、あと1回ぐらいというお話で、このヒアリング結果等が出ていて、資料2のほうについてはまだ進んでいないと思うが、計画案にあるかないかということと、どうやって計画案に盛り込むかということで、確かに目標数値を挙げていくということが必ずしも質を担保しない場合もあるので難しいとか、あるいは内容によっては数値目標化できないものもある。

ただ、行政は必ず全事業について評価を内部ではやる。その評価は当然公表されるので、それとここの推進協議会の評価は重ねていかなければいけない部分がある。行政はAをつけるけど、私たちはCだというような評価は、方法目標、理念にかかわる部分で

もできるし、やらなければいけない。だから、そう考えてくると、理念・方法の部分でも、周知度や満足度の目標をある程度具体的に立てることはできる。例えば、「今はこんにち赤ちゃん事業があるのを区民の2割しか知らないが、5年後には90%以上が知っているようにしたい」とか。葛飾区はそうではないかもしれないが、それがないと多くの自治体は動かない。市町村は動かないというか動けない。

もう一つ、先ほど中期計画とか長期計画という区、すなわち行政の大きな計画に位置付けるということがあったけれども、そこに区民の子育て支援ニーズをどう盛り込むかということだから、それについて私たちが意見を求められていると思う。できるかできないかということは結果的には当然問われることがあるだろうが、こういうサービスが必要なんじゃないかなと考えていくというのは最初から最後まで一緒だと思う。

当然ながら、もうすでに「放課後子どもプラン」は民主党は見直しとかをやっている。でも、逆に言うと新しいものが出てくる可能性がある。だから、これはこれとして5年間きっちりやっていくということが、区の区民に対する責任だと思うので、そういう観点からこの計画に取り組む必要がある。今後の協議会の中ではもう少し具体化できるものはしていくということもしなくてはならないと。必ず評価はある、ということは共通認識にさせていただいていいのかなと思う。

(2) 後期「葛飾区子育て支援行動計画」(中間報告)のパブリックコメントの結果について

村井会長：パブリックコメントのほうも少し触れていただいたので、1との関連も含めながら、2のパブリックコメントのほうの議論に少し移行していてもいいだろうか。また戻って1の議論も、多分もう一回確認させていただきたいと思います。では、パブリックコメントとそれに対しての区の考え方についての説明をお願いします。

事務局：中間報告のパブリックコメントに対する区民の意見、区の考え方ということで資料2に取りまとめてある。一番左側に「それぞれの事業名・該当する部分」「意見の趣旨」「区の考え方」というふうにまとめてある。この意見についてどう取り扱うかについてはとつけてあり、は「計画案に盛り込まれている事項」と、については「計画案には取り入れないけれども今後の参考にする」という形で取りまとめている。意見として、すでに区ではやっているが、そのやり方の改善という形の意見などあるので、この取り扱いについてはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということがあったが、ご意見として承りたいと思う。

なお、こうした意見で、この計画に取り入れるという部分では意見としてなかったもので、この後期計画案については中間報告の大幅な変更はない。ただ、各所管課がもう一度確認し、文言の修正や新たに事業が追加されたものについては下線を引いてある。16ページ「子どもの食育クッキング」は新規事業として実施をするので、追加してある。その下の、「アレルギー疾患を持つ児童・生徒への対応」とあるが、これは書き直しということで内容には前と変わっていない。今申し上げたように、言葉の訂正であったりとか、より充実した書きぶりにしたという形だ。

一番最後の体系図の右側、(5) こちらのほうに先ほど見ていただいた、これの(3)

「健やかな体の成長、子どもの食育クッキング」が新たに追加された事業として載っている。

佃 委員：本日机上配布の行動計画の後期案の16ページの「アレルギー疾患を持つ児童・生徒への対応」の所で、「学校における各種の取り組みを医学的根拠に基づき」とあるが、医学的根拠、例えばアレルギーは、先生によって治療の方法や方針が全く違う。葛飾区ではどの先生の派の治療方針でいくのかは決まっているのか。それによってかなり違って、保護者の対応が違ってくるかなと思うが。

事務局：以前の記述は「医師の指示に基づくような仕組みづくり」となっていた。そうすると、今お話しいただいたように、それぞれの医師の考えによって治療なり対応が違うのではないかということが恐らく出てくるということから、行政・保健所としては、その部分を「医学的根拠」ということで個々の医師の指示ではないんだと改めたというようには考えているが、今おっしゃったような具体的な事例ではないと思う。そういった趣旨で、ここは書き換えられたのかなと考えている。

佃 委員：わが子がアレルギー疾患を持っているので、ここが気になってしまうが、例えば個々の対応ということで、十分いいと思う。むしろ、統一をしてしまうことによって疾患が悪化してしまうこともあり得る。わかりやすい表現で言うと、うちは牛乳は飲んでいない。けども、葛飾区の方針で「牛乳を飲み続ければ平気なんだ」みたいな感じで、もしそれを進めていかれたとしたら、ちょっと怖いと思う。

事務局：これは、個別のところをどうこうするか、統一するという趣旨では全くない。それで、前と比べると、今言った「個々の」があえてまた入っている。前は「アレルギー疾患を持つ児童・生徒について」としか書いていないが、今回あえて「個々の児童・生徒について」としている。これも読み方という話になってしまうが、「個々の児童・生徒の取り組みは医学的根拠に基づいて行っていきます」という趣旨で「今後は取り組みます」というようなことでお読みいただければと思う。これをもって統一をすとか、しないとか、区は一本の方針でいくという、そういう趣旨では全くない。

佃 委員：ということは、保健所とかも含めて、別にこれに一本化していくとか、そういうことではないということで確認して大丈夫ということだろうか。

事務局：確認すとか、そういうことではなくて、それは当然、個別の対応というのはあるので、区の方針を押し付けるとか、そんなことはないと思うし、現実的にはない。この計画をもって全部やるわけではないので。

佃 委員：保健所の指導とかで間違えている指導というのがかなりあるので、これで統一していくようであったら、ちょっと怖いと思ったので、確認をさせてもらった。

櫻井委員：パブリックコメントの20番に「認定こども園」の問題が出ている。ここの欄の「意見の要旨」と「区の考え方」を読んで、右側の「取り扱い」が になっているが、単純に読むとかなり慎重にということが要旨だと思う。次のページの29番を見ると、ここも「簡単に一元化されたらたまらない」。この右側を見ると になっている。

先ほどどなたかから質問があったかと思うが、こういう問題は、保育所・幼稚園でも認定こども園の設置そのものに反対する声はある。そういう中で、この新しい後期計画では子育てサービスの充実ということで、今日いただいている資料だと、8ページにある

新規事業の行動計画に「就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供していきます」、こういうふうに新規事業で掲げている。これを慎重に進めるかどうかということはもちろん現実的には必要かもしれないが、先ほど事務局のお話だと、ここに掲げられている行動計画についての進捗状況やら何やらを検討する場であって、その是非を議論する場ではここはない。

ということは、先ほどの委員さんの質問とも重なるが、次のときに、ここに挙がっているから、あるいは、この委員会ではどう考えるのかということが必ず出てくる、反対する立場の人たちからは。大抵、区はこの設置にあたっては当然ながら、多分だが、認定こども園の設置審議委員会みたいなものを別に立ち上げると思う。いや、それもやらないで規定事実でいくという、最近はそういうところも多い。

そういうふうに考えたときに、この取り扱いが と になっていることも含めて、この協議会がここを推進していくというときに、基本的には注意深く、あるいは中身を充実させながらということで、それでやっていこうということで理解すれば、 と をつけているのが、パッと見てずれているので、ちょっと不思議に思った。

村井会長：認定こども園の是非をここで議論する場ではないので、でも、こういう意見が出てきたときにこれをどう反映させたらいいだろうか。

櫻井委員：というか、この2つは、現実的にはほとんど書かれていることは同じような意味だと思うが、なぜ と なのかという単純な質問である。

事務局：恐らく、これは趣旨しか書いていないので、こういうふうになった。いわゆる趣旨だけ見ると、櫻井委員のおっしゃるようになります、 なら 、 なら ということだと思う。これから慎重な検討が必要だと考えているので、全体意見を見た中でご意見としてという部分があったのでということで、前のは になっていると思うが、基本的には今、櫻井委員からお話をいただいたとおり、同じ趣旨ということなので、これは というのが正しいだろうと思う。

この、特に前のところの の部分では、一元化ではなくて別のところを増やせということや、保育所・幼稚園という趣旨のことも書いてあるので、それは意見としてというか、そもそも幼稚園はないけど、保育園と保育所があるので、そういう趣旨になろうかと思う。同一であれば同じ取り組みということになると思うので、ここは基本的には という形で合わせたいと思う。

櫻井委員： と しかないが、×をつけても構わないものがいくつかあるように思える。その辺はどうなのだろう。自分の分野を見たときに、例えば、「学校地域応援団」の最後の所なんかも、この方の学校地域応援団に対する理解がちょっとずれているようだ。そういうようなこととかを考えたときに、通常パブコメというのは ・ だけじゃなくて×も多くある。これは「できません」というのは「できない」というふうに、私は言っていると思うが、葛飾区は優しいなというふうに、これを見て思った。

事務局：ありがとうございます。われわれとしてもそういう考えはあるが、これまでのさまざまな計画でパブリックコメントで、基本的に意見は意見として承るという意味での という部分がある。だから、「あなたの言うことは違いますよ」というようなとられ方をするような×というのは、これまでの計画づくりの中ではなかったもので、この計画でもそれ

にならって、「ご意見はご意見として承ります」というものを含めて にしてある。

村井会長：私がいわからなくなりました。例えば30番の「私立幼稚園での2歳児受入れの実施」を反対するというご意見に対して、「計画の中に取り入れていく」という ではない。

事務局：これは ですので取り入れないが、そういう意見があったことは受け止めますという趣旨である。逆に、×があったほうがいいんじゃないのというのは、ほかの計画との並びもあるので、「そういう意見はおかしいよ」という趣旨で×はつけなかったというだけである。

村井会長：区の考え方としては、「本区としてはこの事業を今後も継続してまいります」だから、反対するという意見に対しては×じゃないのか。

事務局：はっきり書いてあるのは、そう言われればそうかなということだ。それについては、私どもでもう一度考える。

村井会長：そういうふうに見ると、「そういうことも承っておきます」の であれば、ほかの項目も全部、 は「承っておくだけか」みたいに読み取られてしまうが、今は無理だけでも前向きに考えるとか検討するという意味の ということに、期待する者は受け止めるのではないか。

事務局：わからないだろうか。

村井会長：いや、×を書いちゃ駄目なのかな。その専門家としての意見に対して反対をするということではないが、計画は推進していくということだろう。

事務局：今お話があった30番のところは、今おっしゃるとおり、×のほうがいいかと思うが、先ほどのお話があった地域応援団のところは、これは意見が分かれている。地域応援団ではなくて学校選択制が意見が分かれている。だから、これを×ということにしたらって、議会も含めていろいろ議論があるところなので、当然、これからも施策の中で学校選択制と応援団との接点みたいなものを実施の中でやっていくということになると思うので、私どもとしては計画的には、この計画ではそういうすり合わせはしないけども、方向性としては にしたいということで、30番みたいなものについてはやはり×のほうが適当かと思うが、われわれの組み方としては、この計画だけでなく区の全体の中でこういう意見もあるということで、なるべく×はつけないということだ。

村井会長：このパブコメ実施結果は公開されるのか。

事務局：実施結果は、議会に報告するし、公開する。

村井会長：幼稚園・保育所関係者の委員の皆さん、いかがだろうか。

鈴木委員：認定こども園について、われわれはそれには乗っかれない部分がある。これはまた各法人の考えもある。悪いことではないんだろうが、うちには合わないなという形だ。幼稚園の子どもと保育園の子どもを合わせてどうなるかという、またちょっと意見が分かれる。

山口委員：認定こども園は4類型に分類されるということだが、もともと、少子化が進んでいる地方の保育園、幼稚園が二つあるところを合体して1個にしたほうが経営的にいいという施策だ。葛飾は新設ということだが、やるなら公立でやってほしい。

パブコメで学童保育クラブ事業がずいぶん出てるが、区に求めたいのは学童とわくチャレと児童館、この三つをセットにして考えてくれることだと思う。特に1年生から3年

生までの放課後児童健全育成事業というくくりの中で、この三つの施策を統合的に考えていただきたいということだ。学童が100人を超えている学童保育クラブもあれば、今4人しかいないという学童保育クラブもある。その一方で、学校には49校すべてわくチャレが入っている。もうすでに何年かの歴史を刻んでしまったので、都内のある区でやっているようなわくチャレと学童との融合、そういった方向にも舵を切ってほしい。

そうすると、児童館でやっている学童保育クラブはどうなるのという話になってくる。機能型とか地域型とか、児童館の再編成みたいなところも出てくると思っているので、行政が考えることはその大きな枠組みを決めていくことじゃないかなと思う。誰が実施するということについては、現状では公設民営なりの形でしかないのかなと思っている。時間がどうのこうのと細かいことも書いてありますけど、実際は、公私、公立と私立の役割分担では、葛飾は学童保育クラブについては、すでに数的に私立が上回っていて、取り扱い人員も私立のほうが上回っておるとのことなので、これは東京23区でも稀な例で、葛飾区の特徴的な点だ。

あとは、さっきちょっと触れたが、子どもを巡る施策の実施主体の公私の役割分担をどのようにしていくのか、その基本のところを本来はまず決めるべきかなと思っている。スタンダードサービスは誰が担って、オプションの部分は誰が担うのかというようなことだ。それとも、スタンダードのサービスをどんどん広げていくのかという形での解決の方法なのかと思う。

山田委員：ずっと一貫して私が話してきたことだが、ハード面やお金をかけて事業を新しくしたり内容を変更したりするだけではなく、やはり葛飾区のすべての保護者や子どもたちが健全に暮らしていけるようなシステムにちゃんとなるかどうかというのを必ず検証していかなければいけない。これはお金だけのことでなくて、人が担っていかなければいけないところが大きいと思う。

役所の仕事の悪いところでもあるというのは、なかなか横につながっていけない。あちこちで似たようなところをやっていて、それが今の山口さんのお話だったのかなと思う。一つの流れとして一本化していくところと、それから横につないで広がっていくところというのは、それは区の行政の責任でもあるので、これからを期待して要望を出したい。それから、要求は出せる人は大丈夫という話をずっとしてきた。いろいろな事業に自分で足を運べる人は大丈夫だが、ご自分からは動けない方たちのことや、また、あまり考えなしで生活して済んでしまうと、子育てにおいて、子どもがなかなか自立できないということを前々からお話ししているが、そういうところをどうやってフォローしているかというのは、こういう紙面にはなかなか出てこない。

いろいろな事業がある中で、子育て支援や子ども自身が育つ支援を誰もがすぐ利用できるように、わかりやすく組み立ててほしい。

それが、なかなか見えてこない。前期の中でも、出ていた委員の中にもいい意見を出したということを伺っている。なかなか、それが私には表しにくいんだと思う。こうやって紙に書いてしまったり、お金を出したり、ものをつくったりとかいうことには見えるが、実際にやるのは、そこにかかわっている人たちやシステム、あとは行政のサポートということもあるし、それから民間の、それから地域の人たちとのつながりだという

ことは、もうみんなが薄々分かってはきている。でも、なかなかそれがうまくいかないのは何なのかというのは考える場所は持ち続けていけたらと思う。

遠藤委員：今の山田さんのご意見は私も大変共感した。行政が紙面にした子育て支援行動計画を見させていただくと、乳幼児から就学前のお子さんに対しての力の入れようが伺える。これを読むと、これだけ子育てに支援をする地域ですよ、という考えだと勝手に思っている。しかし、本当に地域の中で育っていく子ども、ということで考えると、紙面にできない部分がたくさんある。小学生・中学生、子どもが独り立ちするまで育っていくための精神的ケアもすごく大切だと思う。そういうのに少しでも私たちが力になればと、地域の私たちみたいな委員がいると思うが、それでもやっぱり見えない。子育てイコール親育てというのだろうか。そういう面も考えていかなければ、子どもたちの子育てというふうにはならないんじゃないかと、前からよく感じている。

先ほどの話に戻ると、村井先生がおっしゃったように、私たち青少年委員の中学生育成部という素人の団体がつくったアンケートだが、そのサンプルの抽出の仕方に問題がある。私も、確かにその目的が何なのかというは見えない部分があるかなと思うが、四角の箱の学校という中に囲った子どもではなくて、地域の中に子どもたちを戻ってこさせるにはどうしたらいいかなと考えたことをピックアップして「何をすれば地域にあなたたちは戻ってくるの？」というのを模索するためのアンケートだったと思う。だから、小学生対象で主にやるような行事の中に中学生がどれだけ自主的に参加できるかというのを考えた。

地域の中に中学生を戻すにはどうしたらいいかというふうに今模索しているのが、地域のボランティア団体だったり地区委員会だったりと思う。子どもの居場所がない、今クラブ活動をしていない「帰宅部」の子どもが増えている。「帰宅部」の子どもは家に帰って何をしているか。ゲームしている？ それとも、コンビニの周りでたむろしている？ そういう感じの子どもたちを地域の中に、自分も地域の一員だということを考えさせるというのもやっぱり精神的なケアだと思う。

それが10人であろうが20人であろうが、あのアンケートは、前回の時にボランティアの講座に参加した中高生に聞いたアンケートと、もう一つ、何もしていない何も考えていない、ただ遊んでいる中学生に聞いたアンケートというふうに2通りで考えていただきたいし、そういうゲームとネットで遊んでいる子どもたちと親子が話し合えとか、親子の形をどうしていったらいいかと考えている親御さんの親育ての方法も、こういう子育て支援の行動計画の中に少しでも入っていったら、今後のためになるんじゃないかなと考える。

小林委員：この紙面に書かれていることが今後実施されていく中で、外部評価委員会が取り入れられて、そして見直しされていくということで、見直しされたことの確認も必要なのかなと思うが、その辺は区のほうでも当然考えをお持ちなのかなと思うので、ちょっとお聞きしたかった。

先ほどから学童保育クラブのことがあがっていて、今、葛飾区の場合は民間のほうが大変多くなっているというお話だったが、例えば今、子どもの数が少なくなってきたりして学校の空き教室が出てきている中で、今後、学校の中にそういったものを取り入れて

いくお考えはあるのか、ないのか。学校の中にあつたら、こういった時間の問題はもっと解消しやすいのかなと考えるので、その辺をお聞きしたい。

次に、「区民の意見と区の考え方について」の5番の中で、「校庭利用は許可しておりません」とある。学童保育クラブや児童館などによって子どもたちの安全をというようなことで書かれている。確かに、子どもの安全は考えなくてはならないことではあるが、今、子どもたちが外で遊べない、遊んでもらえなければ遊べない子どもたちが増えてきている中で、「校庭は許可しておりません」というくくりをしてしまわないで、学校にもよると思うが、PTAの協力などを得て、そして放課後、そういう方たちに見守ってもらって子どもたちが安全に遊ぶことはできないものかと考える。

それから、これはここのことではなくて、先ほど私が話した意見とのつながりだが、ひとり親家庭の実態が学校などで知られることがちょっと難しい面もあるのではないかとといったようなご意見があったが、実際問題、ひとり親になった時点で子ども自身が大変傷ついて不登校だとかいろいろな現象を起こしてくる。そういった中で、不登校になった場合には、例えば家庭訪問の制度があるとか、いろいろな制度があることを、その保護者の方が知っているのと知らないのとでは大きな違いがあると思うので、そういった観点なども踏まえて、できるところでいろいろな手を差し伸べていく方法は大事ではないかと考える。

事務局：最初は、いわゆる計画の評価というようなお話かと思うが、それは来年度設置をする協議会の中で多分やっていくんだらうと考える。パブリックコメントにご意見があったので、今後の参考にするのかどうか、その協議会の中で恐らく議論されていくんだらうと思う。学童のお話は、この計画にも各小学校への設置ということで明確に書いている。これはもう教育委員会とも了解をさせていただいているので、今後、学校内への設置が進むと考えている。現在も3カ所の学校で設置を進めている。

このパブリックコメントの中で校庭の利用ということについては、区内の小学校は低学年の「校庭開放」を、全くやっていない。これは恐らく教育委員会の確固たる方針で、パブリックコメントとしても「そういう取り扱いはしない」と書いている。行政としても、特に小学校低学年の居場所という意味では、わくわくチャレンジ広場の利用対象は4年生からが多いが、1年生までやってほしいと、低学年への拡大を働きかけはしている。ある学校は、今、4年生からだが、来年度からは1年から実施をするということで、学童クラブとの連携も含めて、事業の進め方を検討している。そうした学校が出てきているので、その例も参考にしながら各学校への学年拡大を働きかけていきたい。地域の方々に応援をいただいているので、なかなかすんなりとはいかない部分もあるけれども、それでも3年生からというところまではかなり進んできている。

村井会長：ひとり親家庭のことにに関して、学校の教員がどういうふうに配慮すべきか、それはその当事者の、親や子どもがそれをどう受け取るべきかみたいなどころはもう少し議論をしてもいいかなと思う。父子家庭のヒアリングをさせていただいて、聞くという機会を持つということが大切だなと思いました。多分当事者の方もきちんと聞いていただける場があるということ自体がやっぱりすごく意味があったと思う。そういう意味では、もう時間が限られているけれども、父子・母子ではなくてひとり親家庭だということであれば、

やっぱり母子家庭の方にも聞いたり、あるいは、父子・母子ではなくてひとり親と一緒にやらないかというお父さんの意見もあるみたいなこともちょっとぶつけてみたりという機会を持ってないかなというのが要望としてある。

と同時に、障害を持ったお子さんを育てているご家庭の方のご意見・要望もやっぱり聞かないといけないが、この委員の中にはそういう方たちの意見を反映する立場にある方がいらっしゃるだろうか。その辺の議論が少し弱いのかななんて思ったりするので、ぜひ、そういう方にも時間がもし許すのであれば、というか、できるだけそういう方向でお話を伺ってみたい。

上田委員：山田委員がおっしゃっているように、本当にサービスに手が届かない方たちにどういふふうに応援していくのかということを考えていたのだが、立ち上げる推進協議会の中に、何かイメージとしては広報部のような、そういったものを取り入れてみたらどうか。推進してチェックしていくという協議会であると同時に、できたものを5年間隔々まで広報していくということも必要なのではないかと思う。公共機関以外でも、本当に身近に行く小児科だとか産科だとか、あと近くのスーパーなど、日常的に利用している場所に、今度できる子育て支援ガイドブックなどを見本で置いてもいい。

区内にはいろいろなNPOが活動しているので、そういったところとも連携して行って、そこで広報してもらってもいいし、使える手段は全部使って、かつしかFMでもケーブルテレビなど民間のものをつなげてアピールしていければいいと思う。

清水委員：30ページのショートステイ事業について、ちょっと私たちの最近の事例について発言させていただいてよろしいだろうか。この辺につきましても、行政の皆さん方には大変申し訳ない、苦言になってしまうが、ひとつご勘弁をいただきたいと存じます。

実は、こちらのほうにもありますように、親の養育機能が低下している場合に施設で子どもを一時的に預かり、子どもを虐待から保護しますというように、これはずっと前の計画書から書いてある。その現実の問題として、今私たちが活動していることの一例を述べたいと思う。4歳の時に母親が家出しちゃった子どもがいる。それで父親は病気で亡くなって、それからずっとおばあちゃんに育てられている、今現在、中学2年生になる。その子どもが最近、おばあちゃんはずごくしつけが厳しいということを使う。今75歳なんですけれども、厳しいおばあちゃんですごくした子どもの服装にしても何にしてもすべて小言になって出ちゃう。それは子どもに対してすごくいいことなんではあるけれども、中学2年生になると、もう親の言っていることと自分の考えとなかなか一致しないということで、今年の6月ぐらいから、うちのほうに相談がありまして家庭支援センターと連携をとっていた。

最近になって、親ももう「この子どもはとにかく、われわれで面倒を見られない」、子どもも「うちにいたくない」ということで、かなり大げんかになってしまい、子どもが2階へ上がってマッチをすって、もちろん火事にはならなかったけれども、そのマッチをすっている状況を隣のおばさんが見てくれて、すぐに通報があったから、2階に上っていったら、マッチはもうなかったんだけど。またそれで怒られまして、次の日に、おばあちゃんに「床屋で丸坊主にしてこい」と言われて、それでも「はい」と言って坊主にしてきた。今、中学生でそんな素直な子どもはいないと思う。

それぐらい素直な子どもなんだけれども、とにかく怒られて怒られてしょうがなく、その次は今度、家出しちゃった。夜の5時ぐらいに、われわれにおばあちゃんから電話があって、子どもが家出しちゃったということで、公園で捜したり、いろいろな所を1時間半ぐらい捜したんですけども、夜の10時になっても見つからなくて、僕が担当の家に連絡して「警察のほうに捜索願を出そうか」というふうに話をしたら、そのうちも厳しいうちで「もう、帰ってこなくてもいい」と言っている。おばあちゃんも、おじさんという人もいるんだけども。そんな状況で、家のほうは全然タッチなくなってしまって、夜の10時40分ぐらいだったか、本人からわれわれに電話が入って、「今、どこにいるんだ」「錦糸町にいる」ということで、「そこを動くな」と言って、すぐに飛んでいったら、夜の11時ぐらいに子どもが黒いポストンバッグを持ってぼうっと立っている。そういう姿を見て、もうお昼からうちを飛び出しちゃっているわけだから、おなかもすいているだろうから、食堂へ連れていってご飯を食べさせた。そのご飯を食べながら大粒の涙を流しながら、「自分は悪くはないんだ」と、親との意見の相違を泣きながら訴えている。

その次の日、朝になって早速家庭支援センターへ行ったのだけど、ちょうど運が悪く、その担当職員はお休みだった。だから家庭支援センターで対応しないということはないけれども、朝電話しているにもかかわらず、実際われわれのほうに来てくれたのは夕方の4時だった。夕方の4時ぐらいに学校へ行って対応して、そのうちのおばあちゃんとまた話し合っただけで、いろいろ話し合ったんだけども。それはそれで、その日はそれで済んだけれど。

次の日はまた、その担当の職員が遅く来て、その前の日にやったことは全然何の参考にもしないで、また最初から同じことを繰り返したりなんかしている。それで、とにかく施設に入所させたいと本人も家族も言っているけれども、家庭支援センターでは「子どものために家が一番いいんだから」と決めつけちゃって、全然そういう対応はしてもらえない。

それでわれわれとしても、「もう子どもの居場所はないし、逃げ場所をつくってやらないと、とにかく最後に何するかわからなくなるよ。弱い動物だって、最後追い詰められれば反抗してくるんだから」ということで、その担当の職員と話したが、その人も「場所がない。入所できない」の一点張りで、「もし、それ以上、また何かこういうことをやるようだったら、警察へとにかく行ってくれ。警察に行けばすぐ収容できるよ」という意見を言った。

それで、また何日か離れたんだけども、学校で子ども同士のけんかで、口論で一発おなかにげんこつが入っちゃった。そこが今度、親が出てきてまた大変な騒ぎになっちゃった。

そんな事件があって早速対応してくれて、今度は、おととい、11日に児童相談所に入所できたんだけども、その前、そういった事件が起こらない前にわれわれは何とかこの子どもを救ってやりたいなと思って、いろいろと苦労して家庭支援センターの職員と相談したり、いろいろなことをやったりしたけど、結局そういう事件がきっかけで入所できる、入所しなければならぬというような、そういった実態がすごく情ないなと思っただけで、

今度何かあった時、家庭支援センターの職員は「民生委員さんに連絡するとご迷惑がかかるから、われわれの行政のほうに連絡してください」とはっきり言った。われわれは地域の人たちとの信頼関係を重要視しているわけで、そういった中で行政の職員が「民生委員のほうには連絡をしないように」と要請しているということ自体もわれわれとしてはすごく腹立たしいなと感じている。そういった行政の実態について、もう少し子どもの目線に立って、子どもの気持ちをうんとよく聞いていただけるような指導をしてほしいなと思う。ここで、いろいろないいことをいっぱい聞いていても、現実とはなかなか違ってしまふので。本当に寂しく思う。苦言で申し訳ないが、本当の子どもの幸せのためを思って、皆さん、取り組んでいただきたいなと感じている。

福島委員：うちに入所してくる子どもたち、多くは大体そんなケースが多い。やっと家出をして転々と公園で寝泊りしたりして、それで保護されないと行政が動けない。動かないと言ったほうがいいんですかね。そんな状況にあるわけで、今言ったようなことについては、本来的には子ども家庭支援センターは児童相談所と定期的に連携をしたりとか業務上の連携をしているわけで、そういったケースを児童相談所に、一時保護所に入所させるということはやっているんだろうと思う。たまたま、それがやられてなかったということで。私どものほうにショートステイとトワイライトがあるが、ショートステイは6年生まで。中学生はその対象になっていない。

今度、私たちの施設の近くに、子ども家庭支援センターが来るので、そこら辺では連携がとれると思う。児童相談所も、まあ忙しいといえば忙しいんでしょうけども、なかなか動いてくれないというのがあって、一時保護所が満杯だとかいとなお動かなくなっちゃって。それで、ときには例えばショートステイで利用させてくれないかということもあるけども、区との取り決めで6年生までということで、施設で一時保護をさせてくれなかったり、定員いっぱい入っていると、それは駄目と言われちゃったりする。そんな、かなり矛盾した問題がある。

このパブリックコメントを見てもそういった問題が全然出てこなくて、象徴的に学童保育と保育所の問題とかで終わっちゃっている。今、いろいろな大人の社会の中でも子どもの社会の中でも起きている問題というのは、これはまさに虐待の症状なのだが、共感性というか、思いやりとかが全然欠けちゃっていて、しかも攻撃性というのは誰でも持っているわけけども、その自己コントロールが利かないというような状況だ。そういう状況はまさに愛着障害の典型的なもので、あるいは虐待の典型的なケースなので、非常に心配している。

私どものところにそういうケースで入所してくる子が多い。あるいは、自ら訴えて入所してくる子どもとか。特に中学3年生の子どもで、このままだったら高校へ行けないから施設に受け入れてくれと児童相談所に行ったりとか、こっちのほうに声がかかってきたり、そういう子たちはやっぱり頑張って上の学校へ今行っている、大学のほうまで。

施設に入れるよりは親の元で育ったほうが良いというような考え方もあるかもしれないが、親の中に、もともと母親という気持ちになれない、なっていないお母さんがいて、子どもを廃棄物みたいな形で産んじゃって、それで捨てちゃってというような、あるいは面倒を見ないというような、そういう親御さんも増えてきているというのは事実だ。

そういう母親に子育てをさせるということ自体は非常に危険なので、それはそれで社会が子育てをしていったほうが良いと思っている。今、いろいろな親御さんがいて、学校のほうでもやっぱりクラスに数人のお母さんは診断を受けたほうが良いという、そういうお母さんもいるというふうに。だから、そういった家庭をどう支援していくかというのが今回の大きなテーマだが、あまりそういうことを発言してくる人はいないなと思って、さっきからがっかりしている。

村井会長：多分パブリックコメントも、コメントを出せる人が意見を寄せているわけで、出せない人たちがこの背後にはたくさん、出せないというか出さないというか、そういうことを言って取り上げられるということ自体の体験もない方たちもいるんだろうと思う。

少し議論の方向性を確認したい。この間の議論の中で、実際に利用した区民からの評価はおおむね好評であるけれども知らない人たちは遠いんだということで、情報をきちんと伝えることが重要だということと。そうすると結構前期の計画も評価は高いんだから、それを伝えることが重要だということと、今日の今の議論の中ではわくわくチャレンジ広場と児童館と学童保育がどう連携するのか。今のご発言も児童委員の方と児童相談所と家庭児童相談センターと、それから区内にある児童養護施設、そこがどう連携するのか。つまり、自分たちのところではどうやるのかということとともに、どう連携していくのか、どこと連携していくのかということところが少し見えてくると、もう少しいいことというのが本当に実効のあるいいことになるのかなんてことを少し感じた。

次回、最後の1月の委員会の中では、行動計画を推進していく当事者として、どことどうつながって、この計画を実行していくのかという議論ができるのかなと思ったりもした。それは宿題なので、どこを担当して自分は見るのか、そのときにどことつながって、それをやっていこうとするのかといったところのご発言をご用意いただきたい。

佃委員：前回でもお伝えしたんですけども、やはり障害者と父子家庭・母子家庭というのはケアが必要とされる人という中のカテゴリーにきちんと位置されるが、外国人についての議論を忘れていたなと思った。今、村井会長のお話から情報を伝えることということのポイントにして考えてみると、実はこの行動計画というのは外国人家庭には伝わるのか、読めるのか、聞けるんだろうか、理解できるんだろうかと思った。なので、外国人家庭向けにも、例えばルビを全部振るとか、翻訳をするとか、そういった方向の支援も必要なのではないか。

村井会長：ご意見を聞いていて思ったのは、なかなか声を出してくれないのであれば、こちらから出向いて行って聞いてくるということ、われわれ委員がやれば良いとも思う。あと1回しかないが、いろいろ課題が出てきてしまって、難しいこともたくさんあるかもしれないが、ぜひ気づいたことは進めていきたい。

～ 以上 ～